

令和4年度 輸出先国の規制に係る 産地への課題解決支援委託事業 事例集



2023（令和5）年3月

一般社団法人 全国植物検疫協会

目 次

はじめに	1
1. EU・アジア向けに盆栽の輸出に取り組む生産者	5
2. 米国向け温州みかんの輸出に取り組む生産者	9
3. スイス向けにりんご生果実の輸出に取り組む自治体・生産者	13
4. カナダ向けブドウ生果実の輸出に取り組む事業者	17
5. 台湾向けイチゴの残留農薬対策に取り組む関係者	21
6. タイ向けメロン生果実の輸出を実現した生産者	25
7. EU向けに木製品の輸出に取り組む事業者	31
8. 消毒条件に適合した木材の輸出に取り組む事業者	35
9. G F P 訪問診断を利用し輸出に取り組む生産者	39
10. 台湾向け果物や野菜等の輸出増に取り組む関係者	43

はじめに

植物等の農産物を輸出する場合は、輸出先国の要求する植物検疫条件等を遵守するとともに輸出国先の定める残留農薬基準等にも留意する必要があります。

このうち、輸出国先の要求する植物検疫条件については、条件に基づき植物を大別すると次のようになります。

- 輸入を禁止する植物（該当する植物は輸出できませんが、二国間の合意事項や輸入許可の条件を満たした植物は除かれます。）
- 二国間合意事項に基づく特別な手続き（生産園地や選果こん包施設等の登録、栽培地検査の実施など）等を輸出国で実施することにより輸入を認める植物
- 事前に輸入許可（Permit）を取得し、その条件に合致した対応により輸入を認める植物
- 輸出国政府の発行する植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で栽培地検査を実施し、特定の病虫害の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で特別な検査（線虫検査や遺伝子診断など）を実施し、特定の病虫害の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で消毒等の措置を実施し、その内容を記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 植物検疫証明書の添付を必要としない植物（輸出植物検査を受けずに輸出できます。）

輸出に当たっては、これらの条件を遵守して、栽培管理や病虫害防除、必要な手続き等を行う必要があります。

一方、残留農薬基準については、我が国と諸外国では登録されている農薬の相違や食文化・食生活の違いなど様々な要因からその数値が異なっています。このため、農産物の輸出では残留農薬にも留意が必要です。特に生果実や野菜など食品を輸出する際は、輸出先国の定める基準を超えていないかなど、事前に確認することなどが望まれます。

農産物の輸出を目指す方にとっては、これら植物検疫や残留農薬などは大きな課題ともなっており、円滑な手続き等を進めるうえで、これらの課題解決の支援をしてくれる専門家が望まれてきたところです。

輸出先国の定める植物検疫条件や輸出先国の求める手続き等に係る支援では、専門家は植物防疫所ホームページに掲載されている「輸出条件早見表（下図）」や「各国の輸出条件に関する情報」、「各国の検疫条件」、「輸出検疫実施要領」等から最新情報を入手するとともに輸出先国が開示しているホームページなどからも条件等の情報を確認し、必要な説明等を行いました。また、これらの条件や手続き等に係る流れなどについては、図表等で解説する資料を作成して、説明するなどきめ細かい相談対応を行いました。

(植物防疫所ホームページの植物条件早見表)

一方、残留農薬に関する相談等にあつては、農林水産省のホームページに掲載されている「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」（下図）や「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル」などの資料から必要な情報をダウンロードして提供するとともに、輸出先国のホームページに掲載されている「MAXIMUM RESIDUE LIMITS (MRLs)」などから輸出予定の農産物の残留農薬基準値を抽出し、我が国の残留農薬基準値との比較表や農薬の商品名等を記載した表などに取りまとめて資料配付し、必要な説明をするなど支援を行いました。

また、必要に応じて、代替農薬の使用などについても案内するなど支援を行いました。併せて一部の国（地域）では、残留農薬検査で不合格となった事例等も公開していることから、これらの情報等も整理して資料配付しました。

農林水産省

Englishミックスサイトサイトマップ文字サイズ標準大きく

逆引き事典から探す組織別から探すキーワードから探すGoogle 提供検索

会見・報道・広報政策情報統計情報申請・お問い合わせ農林水産省について

ホーム > 輸出・国際 > 諸外国における残留農薬基準値に関する情報

諸外国における残留農薬基準値に関する情報

我が国におけるコメ、青果物、茶で使用可能な農薬成分の残留基準値が輸出先国・地域と日本とで異なることから、日本の残留農薬基準値を満たしていても輸出先国・地域の残留農薬基準値を満たせずに輸出できない場合があります。

コメ、青果物、茶の輸出における残留農薬に関する課題に対して、輸出先国・地域の残留農薬基準値も踏まえた防除層等を使用した生産を促進するとともに、輸出先国・地域の残留農薬基準（インポートトレランス）が設定されるよう、輸出先国・地域の当局への申請に必要な各種試験を実施していくこととしています。

その一環として、コメ、青果物、茶の輸出促進を進めていく参考として、主要輸出先国・地域等の残留農薬基準値の設定状況と、我が国の残留農薬基準値とを比較できるように取りまとめました。

調査対象品目、調査対象国・地域等

○ 調査対象品目（15品目）

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

○ 調査対象国・地域等（国際基準及び19か国・地域）

日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、ロシア、アラブ首長国連邦

○ 調査対象農薬成分：調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

品目別残留農薬基準値

（農林水産省ホームページの残留農薬基準に関するサイト）
（「https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html」から）

更に、農産物の輸出に当たっては、産地や品目によって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国の規制、ワシントン条約や種苗法（UVOP 条約）に係る手続き、その他輸出先国の輸入規制等に係る手続き等も必要な場合があることから、必要な情報をホームページ等から入手し相談者に説明するなど支援を行いました。加えて、財務省が公開している貿易統計や植物防疫所が公開している植物検疫統計のデータを整理して、輸出（検査）の状況等を必要に応じて追加情報として提供しました。

専門家は、産地等に対してこれらの支援等を実施した場合、「輸出産地カルテ」に相談の内容や支援の内容などを記録しています。また、これらの情報は事務局と共有するとともに産地等と連絡を密にして、輸出が実現できるよう複数回産地に出向くなどの支援も実施しています。

今年度の事業に当たっては、コロナ禍の影響もあり対面での相談や専門家の派遣依頼が少ない状況でしたが、合計で 180 件の輸出産地カルテを作成するとともに、延べ 89 名の専門家を産地等に派遣して支援等を実施することができました（2023 年 2 月 28 日現在）。このほか、専門家の派遣等を必要としない相談も多数ありましたが、これらは電話や電子メール、オンラインによるビデオ通話などで対応するなど様々な支援を行っています。

ここに今年度専門家が対応した一部の事例の概要を事例集として紹介させていただきますので、今後の輸出の参考にいただければ幸いです。

なお、ここに掲載の輸出先国の植物検疫条件等については、専門家派遣時のものです。農産物の輸出に当たっては、常に最新の情報を確認されますようお願いいたします。

事例 01

EU・アジア向けに盆栽の輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

- ① 事業内容：小さな器に大きな自然をコンセプトに盆栽を育成・販売
- ② 業務の特徴：植木鉢や受け皿の生産・販売、盆栽用苗の育成、盆栽の生産・販売などを手がけるとともに、若い人を中心としたワークショップの開催などを通じて、盆栽の魅力などを発信している。
- ③ 目指す輸出先国：EU諸国、香港などアジア諸国



(盆栽用のハウス)

【輸出を目指す目的】

盆栽の魅力を世界中の人に知ってもらいたいと考えている。当社では盆栽の器（鉢）作りからこだわっており、鉢と盆栽が醸し出す雄大な自然を世界の人を楽しんでももらいたいとの思いから輸出を目指すものである。

【生産者の取り組み内容】

これまで盆栽を国内向けに販売しており、ビニールハウス 3 棟を所有するほか屋外でも栽培している。水やりなどの作業の効率化のため、全て棚上げ（上段は地上から約 70cm 超）して管理している。また、地面には防草シートを張り、雑草防止を図っている。

小さな器に大きな自然をコンセプトにしている関係もあり、大きな盆栽は取り扱っていない。一方、見た目の良さもあり、盆栽の根元はコケで覆われるようにして栽培している。



(ハウス内の栽培状況)

【輸出に当たって生産者が抱える課題等】

これまで農産物の輸出経験が無く、諸外国の植物検疫条件や手続き等が不明である。また、EU向けでは特別な条件があると聞いているが、どのように整備し、どのように管理等を実施すれば良いか分からない。

【支援等の内容】

盆栽については、多くの国が何らかの検疫措置（輸入許可証の取得、栽培地検査、植物の輸出検査、消毒など）を求めており、これらの植物検疫条件に従って、栽培管理や手続き等を行う必要がある旨など、資料を配付して専門家から説明した。また、相談者が輸出を計画している盆栽に係る各国の植物検疫条件について、表に整理して説明した。

なお、各国の主な検疫条件は次のとおり。

1. EU向け盆栽

(1) 次の植物は、輸入禁止（輸出不可）になっていること。

カラタチ属 (*Poncirus* spp.)、カリン属 (*Cydonia* spp.)、カンキツ属 (*Citrus* spp.)、キンカン属 (*Fortunella* spp.)、サクラ属 (*Prunus* spp.)、ツガ属 (*Tsuga* spp.)、トウヒ属 (*Picea* spp.)、ナシ属 (*Pyrus* spp.)、ヒノキ属 (*Chamaecyparis* spp.)、ビャクシン属 (*Juniperus* spp.)、ブドウ属 (*Vitis* spp.)、マツ属 (*Pinus* spp.)、モミ属 (*Abies* spp.)、リンゴ属 (*Malus* spp.) 等

(2) 少なくとも2年間、植物防疫所に登録されたほ場で栽培管理する必要があること。

(3) ゴマダラカミキリ属に関する規制の対象植物については、幹の直径が1cm未満のものを除き、植物防疫所に登録された施設（温室又は網室で開口部を目合5mm以下の網で覆われた施設）で少なくとも2年間栽培管理する必要があるなど、別途条件があること。

(4) 年間少なくとも6回、植物防疫官の検査を受ける必要があること。

(5) 高さ50cm以上の棚で栽培する必要があること。

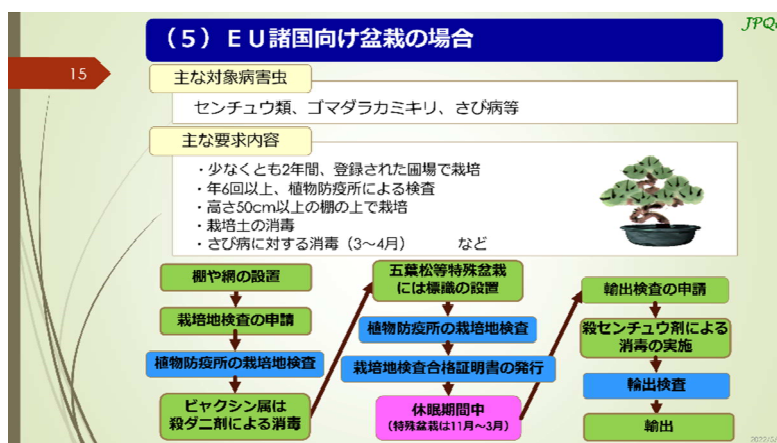
(6) ヨーロッパ未発生のさび病の発生がないこと。また、さび病の病徴発現の直前

(3～4月)に、さび病に有効な殺菌剤による消毒を実施する必要があること。

(7) 検疫対象病害虫がいないこと。

(8) EUが植物ごとに要求している検疫条件に従うこと。

なお、①アオナガタマシの対象植物となるオニグルミ (*Juglans sieboldiana* (*Juglans ailantifolia*))、サワグルミ (*Pterocarya rhoifolia*)、



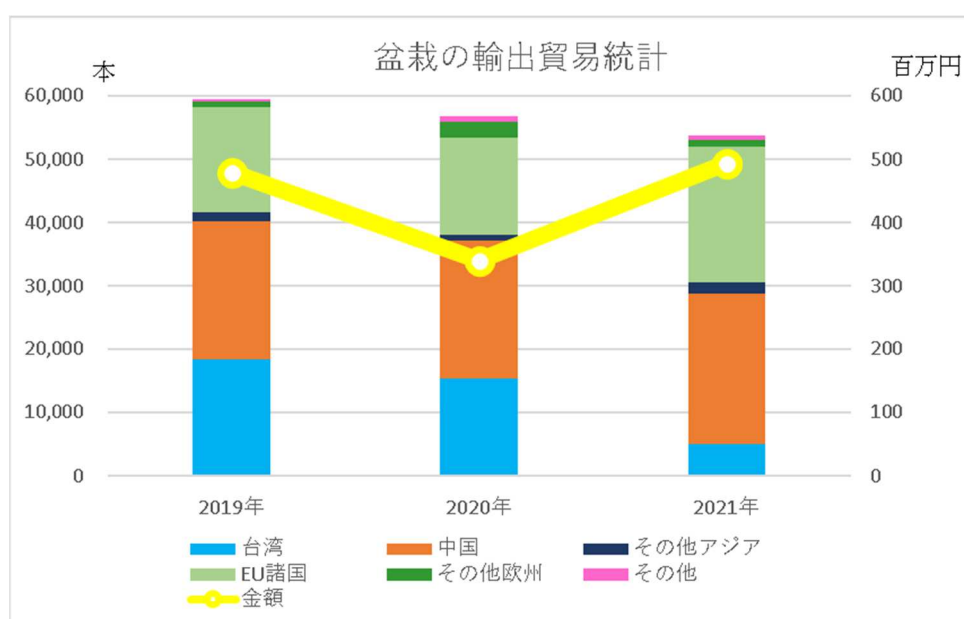
(盆栽の検疫手続きの流れを説明した資料)

ハルニレ (*Ulmus davidiana* var. *japonica*)、マンシュウグルミ (*Juglans mandshurica*) 及びトネリコ属 (*Fraxinus* spp.)、また、②キウイフルーツかいよう病 (*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae*) の対象植物のマタタビ属 (*Actinidia* spp.) は、輸出不可であること。

- (9) 培養資材については、植付時の培養資材の消毒などの条件を満たす必要があること。EUの要求では、培養資材は有機物を含まない未使用のものとされていることから、コケを付けたままの輸出はできないと思われること。
- (10) マメコガネ、ナンヨウキクイムシ及びクワカミキリを対象とした検疫措置を行う必要があること。
- (11) 輸出時には花及び果実がないこと。
- (12) 落葉樹については、葉のない状態で休眠期間中に輸出する必要があること。
- (13) 輸出直前に、ミナミキイロアザミウマを対象とした消毒を行う必要があること。
- (14) 輸出検査に合格した盆栽は、輸出時に封印する必要があること。

2. 香港向け盆栽

- (1) 輸出前に香港植物防疫機関の輸入許可証を取得し、記載された条件を満たす必要があること。
- (2) チャ (*Thea sinensis*) 及びカンキツ属 (*Citrus* spp.) は、輸入禁止であること。
- (3) 土壌、砂、粘土及びピートの付着がないこと。ただし、取得した輸入許可証で許可されている場合は除かれること。



(財務省貿易統計より)

3. その他アジア

輸出先国によって検疫条件が異なる（輸入許可証の取得、栽培地検査の実施などがある）こと。

【生産者の対応状況】

生産者は、JETRO などにも相談し、EU向けに自社栽培の盆栽が輸出できるのが早くても2年以上先になることから、当面香港向けを目指すとしている。EU向けについては、来年度に栽培地検査申請を行うとともに植物防疫所の検査を受け将来の輸出を目指すこととしている。その一方で、当面の対応として、他の栽培者からEU向けに栽培地検査合格となった盆栽を譲り受けて輸出することも考えたいとしている。

【評価・所感】

相談者は、専門家からの説明を受け、各国の要求する検疫条件を十分に理解し、今後、盆栽の輸出に向けて必要な手続き等を執るとしている。

相談者の栽培している盆栽は、種類、本数ともに非常に多く、植物防疫所への申請に当たっては、整理を充分に行うとともに、一部EUなどが輸入を禁止している樹種も栽培されていることから、明確に区分けするなど栽培管理を確実に行う必要があると思われる。

一方、相談者が栽培している盆栽の種類、数量が非常に多いことから、諸外国からの引き合いによっては、相当量の輸出が見込まれ、盆栽の輸出増につながるものと期待できる。

課題解決支援事業としても当該盆栽の輸出に関し、節目節目で継続して支援することとする。



（相談者に説明する専門家）

事例 2

米国向け温州みかんの輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

- ① 作付面積：0.3ha
- ② 収穫量：3千トン
- ③ 特徴：長年の経験で培った栽培方法により、皮ごと食せる高付加価値のみかンをハウスで栽培している。なお、除草剤は未使用とし、害虫発生時の農薬散布や病菌発生予防の農薬散布については最小限の使用に留めて、減農薬栽培を心掛けている。



(生産園地の外観)

【輸出を目指す目的】

高付加価値のある商品であるため、他のみかんに比べて販売価格は高い。日本人は安くて美味しいものを買う傾向があり、価格だけで判断されると国内で売り切ることにはなかなか難しい。一方、海外では高級品として富裕層向けの需要が多くあることから、海外への販路拡大を図り、新たな産地ブランドとして現地に認知してもらえれば、地元農家の発展に寄与できると考える。

これまで、シンガポール・台湾へ輸出した経験があり、いずれの国向けも輸出前に日本国内で残留農薬の分析を行い、輸出先国の残留農薬基準値を下回る数値を確認して輸出している。そんな中、2022年11月頃に商工会議所主催の商談会を通じて知り合った輸出商社から米国向けに約2千トンの注文を受けた。会社として更なる利益を生み出す契機と捉え、米国向けの輸出を目指したい。

【輸出に当たって生産者が抱える課題等】

米国向けに温州みかんの生果実を輸出したいが、どのような検疫条件となっているか不明。具体的な手続きの流れについても不慣れでわからない。

また、選果こん包施設の登録要件として、果実の表面殺菌を実施できる設備を有する必要があるようだが、自社所有の選果こん包施設は小規模であることから、輸出時期に殺菌処理から乾燥まで行うスペースを確保することが難しい。他県にある米国向け温州みかん生果実の登録施設への外部委託することは可能なのか知りたい。

【支援等の内容】

米国向け温州みかん生果実に係る検疫条件、手続き等について次の支援（説明等）を行った。

- ① 生産園地の登録：生産者、生産者団体等の責任者は、都道府県を通じて植物防疫所に申請書（一覧表）を提出し、植物防疫所が登録する。なお、防除暦に基づく防除を行い、その措置の実施状況について記録の作成が必要となる。
- ② 選果こん包施設の登録：選果こん包設の責任者は、都道府県を通じて植物防疫所に申請書（一覧表）を提出し、植物防疫官が登録する。なお、果実の表面殺菌を実施する設備を有すること、米国向け温州みかんの荷口をそれ以外の果実の荷口と1 m以上離して保管することが可能な施設であること、再汚染されない構造を有する施設などであることが求められる。
- ③ ミカンバエを対象としたトラップ調査及び生果実調査の実施：植物防疫官により、次のとおり実施される。



（専門家が説明する様子）

《トラップ調査》

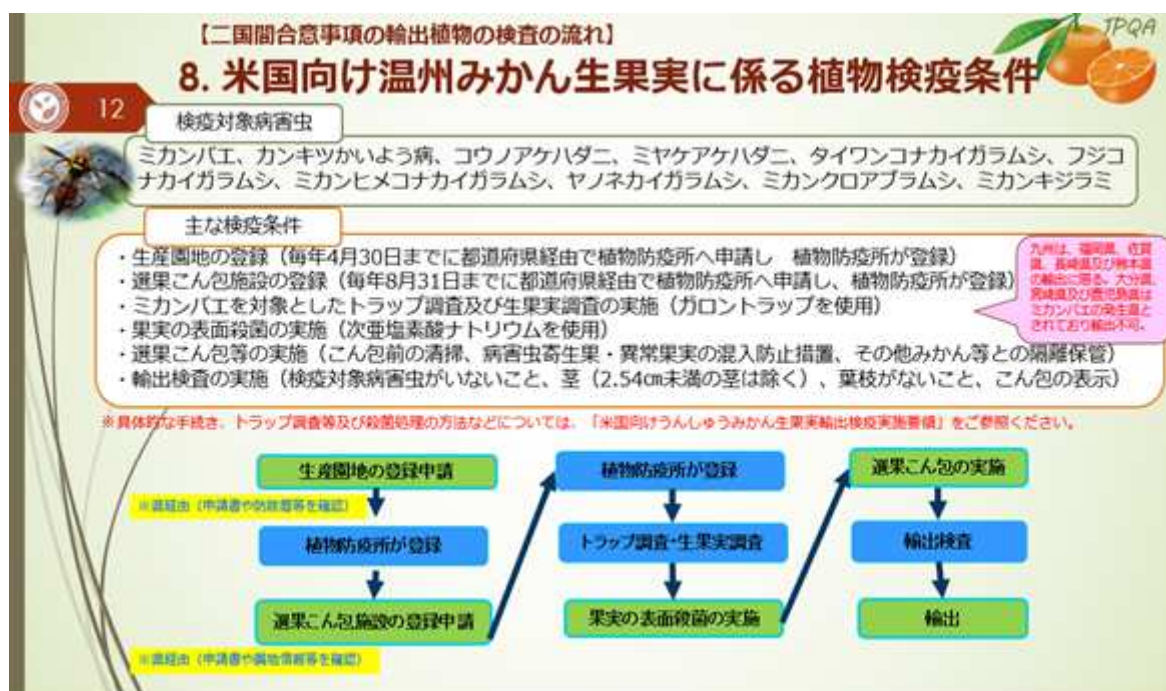
- ・6月1日から10月31日までの間、2週間に1回実施する。
- ・タンパク質加水分解物を誘引剤としたガロントラップを使用し、4 km²当たり1個の設置密度で、登録生産園地及びその周囲に設置する。
- ・ガロントラップは2週間ごとに点検し、誘引剤は2週間ごとに交換する。なお、ガロントラップの設置に係る費用は、登録生産園地の申請を行った者の負担となる。

《生果実調査》

- ・9月1日から10月31日までの間、2週間に1回実施する。
 - ・登録生産園地の園内の全域において樹上の果実及び落下した果実の外観を調査し、ミカンバエの寄生が疑われるもの（へた落ち果、変色果、萎縮果、軟化果等）を採取し、登録生産園地ごとに生産園地番号及び採取年月日を付した上で持ち帰り、切開調査を実施する。
- ④ 果実の表面殺菌の実施：植物防疫官の立ち会いのもと、登録選果こん包施設内において、表面殺菌を実施することが求められている。
 - ⑤ 選果こん包等の実施：選果こん包等に当たっては、選果こん包作業の開始前に清掃を行うこと、病虫害寄生果や異常果実の混入がないこと、病虫害寄生果又は異常果実は、速やかにこん包施設外へ出されることが求められる。
 - ⑥ なお、前述④と⑤については、他県にある登録選果こん包施設にて実施す

ることは認められている。(※植物防疫所への事前相談が必要)

- ⑦ 輸出検査：輸出者は、植物等輸出検査申請書に米国政府が発行する輸入許可書の写しを添えて、あらかじめ輸出検査の実施を希望する植物防疫所に提出する。
- ⑧ 輸送方法：米国向け温州みかんの生果実は、船積み貨物又は航空貨物として輸送するものとし、選果こん包施設から船舶又は航空機への積み込み場所へ輸送するまでの間、病虫害の付着を防ぐ措置を講じる必要がある。



(専門家が整理したパワポ資料)

【生産者の対応状況】

他国向けに登録選果こん包施設の資格を所有している事業者（2社）に対して、米国向けの輸出に向けた植物防疫所への登録手続きや選果こん包の実施・果実の殺菌処理等の整備が可能か相談中の段階である。

生産園地の登録手続きやトラップ調査に係る準備等については、今年度中に完了させて、早ければ2023年12月頃の輸出に向けて生産管理を行っていくとともに、米国の残留農薬基準

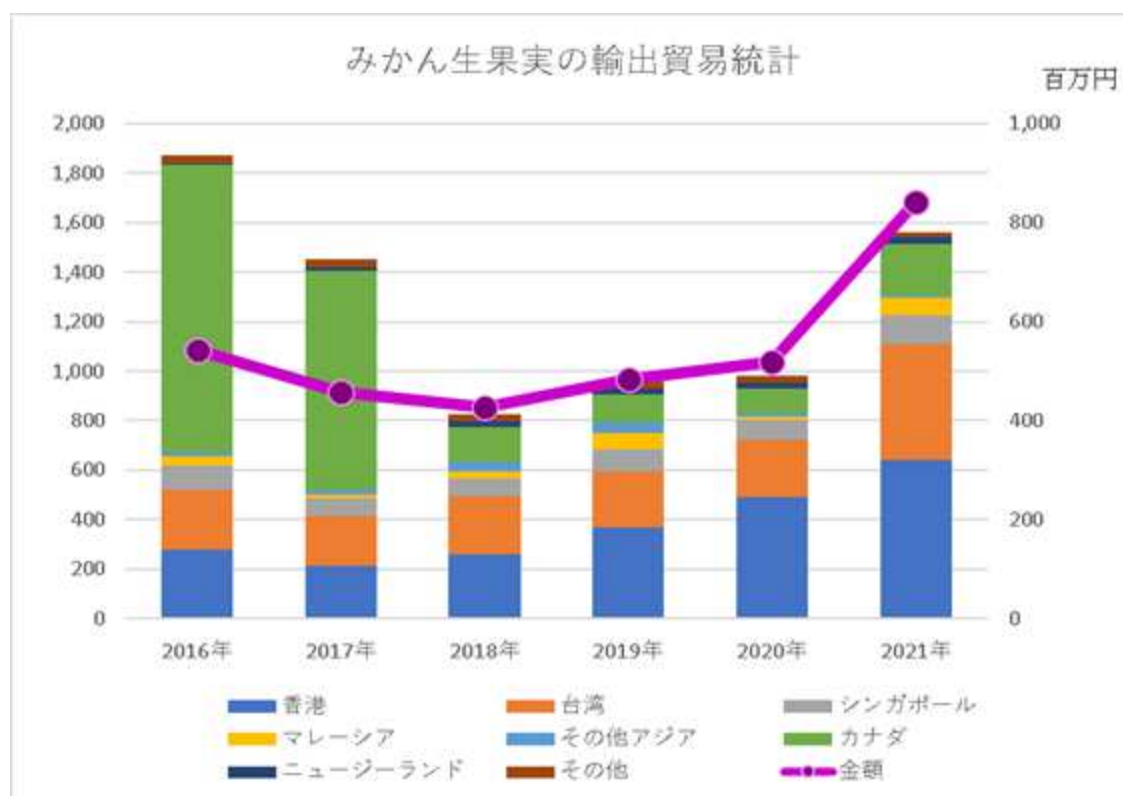


(収穫直前のみかん)

値に対応した防除体系の整備にも取り組むとされている。

【評価・所感】

米国には日本産のみかんが流通していることから、その他のみかんにはない美味しさや魅力が現地の消費者に高く評価されれば、輸出量が増加することが期待できる。当事業としては、必要な専門家を継続して派遣するなど引き続き支援をしていくこととする。



(財務省貿易統計 HP データから作成)

事例 3

スイス向けにりんご生果実の輸出に取り組む自治体・生産者

【生産園地の概要】

- ・ 品種：県産ブランドりんご 1 品種
- ・ 栽培面積：30 a
- ・ 本数：117 本
- ・ 輸出を目指す生産者数：3 名

【生産者の生産園地管理対応】

生産者は、当該生産園地について次のような管理体制を行っている。

- ① りんごは無袋栽培
- ② 県作成のEU向けに対応した防除暦に従った防除を実施
- ③ 園地管理の記録は、防除の実績を含めて保管

【相談者が抱える課題等】

スイス向けりんご生果実を輸出する計画がある。スイスの検疫条件では、リンゴコシンクイ、輪紋病がない旨を記載した植物検疫証明書の添付が求められていると聞いている。専門家から当該病害虫に係る栽培管理や植物防疫所の栽培地検査に係る留意事項などについての必要なアドバイスが欲しい。また、スイスの残留農薬基準値が分からないので情報が欲しい。

【支援等の内容】

＜スイス向けリンゴ生果実の検疫条件の説明＞

専門家から改めてスイス向けリンゴ生果実に係る検疫条件について説明した。

- ① スイスが検疫対象としている病害虫は、リンゴコシンクイ、輪紋病、*Grapholita prunivora*、*Rhagoletis pomonella* の付着がない旨を記載した植物検疫証明書の添付が必要である。このうち、*Grapholita prunivora* 及び *Rhagoletis pomonella* は我が国未発生であることから、対象となる病害虫は、リンゴコシンクイ及び輪紋病となる。



(りんご園の様子)



(園地の様子)

- ② 当該証明書を取得するに当たり、植物防疫所の検査官による栽培地検査を 2 回（栽培期間中と収穫前）受ける必要がある。検査の結果、リンゴコシンクイ及び輪紋病の発生がないことが確認された場合は、栽培地検査合格となる。
- ③ 栽培地検査は、当該園地を管轄する植物防疫所に栽培地検査申請書を提出し、検査日程を調整して行われる。
- ④ 栽培地検査合格後、最寄りの植物防疫所や輸出港を管轄する植物防疫所などに輸出検査申請書を提出して輸出検査を受ける。輸出検査に合格すると植物検疫証明書が発給されるのでこれを添付して輸出することになる。

The screenshot shows the Fedlex website interface. The main navigation bar includes 'Le Conseil fédéral', 'Droit fédéral', and a search bar. The breadcrumb trail indicates the document is located under 'Accueil > Recueil systématique > 9 Économie - Coopération technique > 91 Agriculture > 916.201 Ordonnance du DEFR et du DETEC du 14 novembre 2019 relative à l'ordonnance sur la santé des végétaux (OSaVé-DEFR-DETEC)'.

Informations générales

- Ce texte est en vigueur
- Abréviation: OSaVéDEFRDETEC
- Décision: 14 novembre 2019
- Entrée en vigueur: 1 janvier 2020
- Source: RO 2019 4773
- Langue(s) de la publication: DE FR IT
- Chronologie: Chronologie
- Modifications: Modifications
- Citations: Citations

Outil

- Comparateur de langues

Toutes les versions

- 14.12.2022 (HTML, XML, PDF)

916.201

Ordonnance du DEFR et du DETEC relative à l'ordonnance sur la santé des végétaux (OSaVé-DEFR-DETEC)

du 14 novembre 2019 (État le 14 décembre 2022)

Le Département fédéral de l'économie, de la formation et de la recherche (DEFR) et le Département fédéral de l'environnement, des transports, de l'énergie et de la communication (DETEC),

vu les art. 4, al. 3, 29, al. 2, 3 et 5, 29b, 30, 33, al. 1, 2 et 5, 38a, 39, al. 2, 40, al. 1, 49, al. 6, 53, al. 1, 59a, 60, al. 2, 75, al. 5 et 7, 96, al. 1, et 97, al. 4, de l'ordonnance du 31 octobre 2018 sur la santé des végétaux (OSaVé)^{1,2},

arrêtent:

¹ RS 916.20

² Nouvelle teneur selon le ch. I de l'Or du DEFR et du DETEC du 11 mars 2022, en vigueur depuis le 15 avr. 2022 (RO 2022 216).

Section 1 Objet

Art. 1

La présente ordonnance contient les dispositions d'exécution de l'OSaVé. Elle fixe en particulier les organismes de quarantaine et les organismes réglementés non de quarantaine ainsi que les marchandises qu'il est interdit

(スイス連邦の植物防疫に係るホームページ)

<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2019/787/fr>

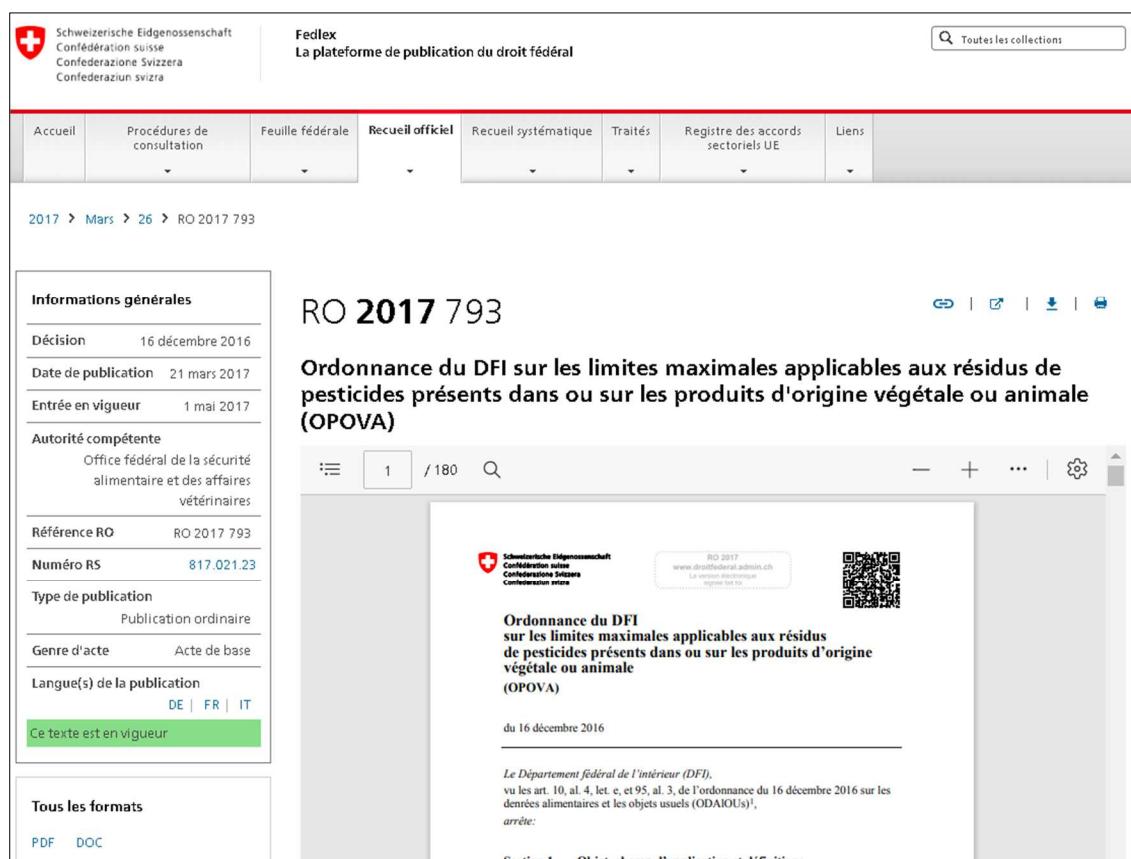
<栽培管理の状況確認>

- ① 当該園地について、病虫害の発生状況等を確認したところ、輪紋病、リンゴコシンクイの発生が見られず、また、他の病虫害についても適切に管理されていたことから、引き続き適切に栽培管理するよう助言した。
- ② 園地内の下草は刈り込まれ、又樹下には反射シートが敷かれているとともに、落下果実等も認められなかったが、病虫害の発生源になり得る下草や落下果実

については引き続き適切な除草・処分するなど適宜実施するよう助言した。

<残留農薬に係る情報提供>

- ① スイス連邦のホームページに掲載されている残留農薬基準の閲覧方法等について情報を提供した。
- ② 当該ホームページに掲載されているりんご生果実に係る残留農薬基準値を整理するとともに、日本の残留基準値との比較表などを作成し、情報提供した。



The screenshot displays the Swiss Federal Lex website. The header includes the Swiss Confederation logo and the text 'Fedlex La plateforme de publication du droit fédéral'. A search bar is located in the top right corner. The main navigation bar contains links to 'Accueil', 'Procédures de consultation', 'Feuille fédérale', 'Recueil officiel', 'Recueil systématique', 'Traités', 'Registre des accords sectoriels UE', and 'Liens'. The breadcrumb trail shows '2017 > Mars > 26 > RO 2017 793'. The left sidebar provides 'Informations générales' for 'RO 2017 793', including the decision date (16 décembre 2016), publication date (21 mars 2017), entry into force (1 mai 2017), competent authority (Office fédéral de la sécurité alimentaire et des affaires vétérinaires), reference (RO 2017 793), RS number (817.021.23), publication type (Publication ordinaire), act genre (Acte de base), and language (DE, FR, IT). The main content area shows the title 'Ordonnance du DFI sur les limites maximales applicables aux résidus de pesticides présents dans ou sur les produits d'origine végétale ou animale (OPOVA)' and the date 'du 16 décembre 2016'. Below the title, it states 'Le Département fédéral de l'intérieur (DFI), vu les art. 10, al. 4, let. e, et 95, al. 3, de l'ordonnance du 16 décembre 2016 sur les denrées alimentaires et les objets usuels (ODAIUS)¹, arrête:'.

(スイス連邦の残留農薬基準値のホームページ)

<https://www.fedlex.admin.ch/eli/oc/2017/151/fr>

【相談者の対応】

相談者は輸出用に作成された防除暦に基づき当該園地の病虫害防除を行うとともに定期的な除草を行うなど園地管理を進めた。

その後、植物防疫所と栽培地検査に係る日程調整を行い、2回の検査を受けた。栽培地検査では、スイスが対象としている病



(栽培地検査を受ける相談者)

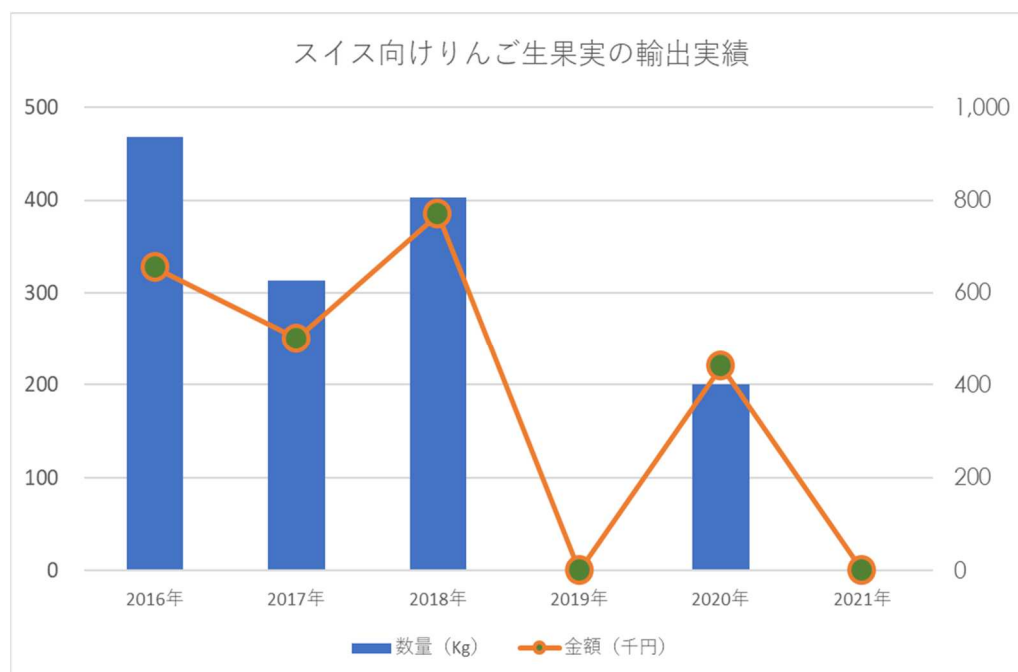
害虫の発生が認められず、合格となった。

輸出検査でも検疫病害虫は発見されず、植物検疫証明書を取得して、スイス向けの輸出を実現させた。

【評価・所感】

相談者は、輸出事業者からのオーダーに応じて、スイス向けりんごの生産体制を構築し、適切な防除、園地管理を実現させている。高品質なりんごの生産を通じて国内のバリューチェーンの構築に結びつくなど相乗効果も期待されている。また、県内の他の生産者との連携などにより、県内産果物の高評価につながることに期待される。

スイス向けりんご生果実の輸出実績は、それほど多くなく、前年及び3年前の輸出量は0Kg（財務省の統計上）となっている。更に、EU向けも輸出実績が少なく、日本の美味しいりんごを継続的に輸出ができるようになれば、将来の輸出増に期待ができる。課題解決支援事業としては、スイス及びEU向けを含め、生産者など幅広く植物検疫条件の啓蒙や残留農薬対策など支援していくこととする。



(財務省貿易統計 HP データから作成)

事例 4

カナダ向けブドウ生果実の輸出に取り組む事業者

この事例は、2021 年度に輸出を計画したが、生産者等が検疫条件に対応できず、本事業が中心となり、カナダ検疫当局が公表している輸入検疫条件に合致した対応の再確認を我が国植物検疫当局に依頼し、無事 2022 年輸出が可能となった事例である。

【事業者の概要】

- ① 事業内容：生産者団体等との契約による買い付けた果物、市場で購入した果物の輸出を行っている。
- ② 主な輸出先国：タイ（イチゴ、カキ、ブドウ、モモ、サクランボ）、ベトナム（ナシ）等

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

カナダのバイヤーからブドウ生果実を販売したいので輸出して欲しいとの依頼があった。予約数量は過去のカナダ向けの輸出実績を遥かに超える、かなりの数量が予定された。

カナダ向けブドウ生果実の検疫条件によれば、栽培地検査の受検又は輸出時の消毒が必要とされており、栽培地検査を実施する方向で生産者団体と協議が行われた。一方、栽培地検査は全園地の検査が必要とされたが、生産者団体からは、当該園地数が 900 を超えることから全園地検査は現実的でなく、また選果場単位でないと栽培地検査を受けた果実の選果、こん包の管理が非常に困難と指摘された。

このような状況の中で、

- ① 植物防疫所が 900 を超える園地の栽培地検査を実施するのは非常に難しいこと、
- ② 仮に 900 の園地から少数の栽培者、園地に絞り込んだとしても、選果・こん包作業は同一選果場で作業することになることから栽培地検査を受検した果実と区分けすることは難しい（選果場側も分離して作業することは難しいと表明している）こと、
- ③ また、900 の園地のすべてについて栽培地検査を受検したとしても、検査で合格となった園地の果実と、そうでない果実の集荷・選果等を分離して行うことも非常に困難であること、
- ④ 輸出検査時に、栽培者名が確認されることが求められると共選での作業ができないこと、

など栽培地検査に係る事項が課題としてあげられた。

なお、2021 年にはこれらの課題が解決できず、生産者団体と調整ができなかったことから、輸出が断念された。

【支援等の内容】

本事例については、2021年6月に相談を受けた。当初は、栽培地検査の実施に関する相談であったが、カナダ向けブドウ生果実に係る検疫条件及び栽培地検査から収穫→選別・梱包、輸出検査の流れを説明すると、生産、収穫、調整段階での上記の課題があることが判明した。これらの課題を解決するには、生産者及び生産者団体等との調整が必要となり、これに時間を要し、栽培地検査申請の時期を逸したこともあり、2021年の輸出は断念せざるを得なかった。

専門家から相談者への説明をするに当たり、カナダの検疫当局のホームページにある「日本産ブドウ生果実の検疫要求事項」を精査したところ、

- ① 日本の検疫当局によってカナダへの輸出が承認された栽培地で生産されたもので、慣例的、科学的な防除により5種類の検疫病害虫（regulated pests）が付着していないものであること

又は

- ② くん蒸を実施し、植物検疫証明書に記載すること

2.15 Fresh grapes (*Vitis* spp.) from Japan

A phytosanitary certificate is required.

The shipment must be inspected at origin by the National Plant Protection Organization (NPPO) of Japan. No additional declaration is required but certification is based on freedom from:

- *Coniella diplodiella* (white rot)
- *Eupoecilia ambiguella* (European grape berry moth)
- *Guignardia baccae* (black rot of grape)
- *Phomopsis viticola* (phomopsis cane and leaf spot)
- *Popillia japonica* (Japanese beetle)

One of the following options must be met:

1. The grapes must originate from vineyards in Japan approved to export to Canada by the NPPO of Japan and where cultural practices and chemical controls are carried out to ensure freedom from the regulated pests listed above.

or

2. The grapes must be fumigated according to Treatment schedule 2 in [Treatment schedules for horticulture commodities](#). The phytosanitary certificate must show the treatment details.

https://inspection.canada.ca/plant-health/invasive-species/directives/horticulture/d-95-08/eng/1322413085880/1322413275292#a2_15

（カナダ検疫当局ホームページの記載）

とされており、栽培地検査及び栽培地検査に関する植物検疫証明書への追記は記載されていないことが判明した。

なお、同様に二国間協議に基づき輸出が認められているカナダ向け日本産リン

ゴ生果実に係るカナダ検疫当局のホームページでの検疫要求内容では、

- ① 収穫後消毒を実施し、植物検疫証明書へ記載する

又は

- ② 栽培中に袋がけをすること。日本の当局の勧告に従って慣行的・化学的な防除を実施すること。袋がけされた果実は検査・選別が行われること。袋がけが不十分な場合は収穫後の消毒を実施すること。これらの内容は証明書に追記すること

又は

- ③ 日本・カナダのシステムアプローチに基づき生産される。栽培地、こん包施設、貯蔵施設は登録すること。システムアプローチには、登録園地での検疫病害虫の発生率が低いことの確認、害虫防除、選別・等級付け、収穫後の措置、トレーサビリティ、汚染防止措置、検査及び証明。植物検疫証明書に追記をする。

とされている（農林水産省の「カナダ向け輸出リンゴ検疫実施要領」によれば、袋がけ、くん蒸及び低温処理を行わない場合は、生産園地の登録、栽培地検査、選果こん包施設の登録、輸出検査等を実施することとされているがこれらの条件は上記③に該当すると考えられる。）。

日本・カナダの二国間協議に基づき輸出検疫が実施されているブドウ及びリンゴ生果実について、カナダ検疫当局のホームページでの記載に違いがあることも踏まえ、支援事業事務局から我が国の検疫当局に対しカナダ向けブドウ生果実の検疫条件の確認、再整理を依頼した。

その結果、栽培地検査に関する条件は見直され、「園地・施設の登録、病害虫の発生調査、防除、選果・こん包の実施等及び輸出検査」が必要な条件とされた。

2022年7月、相談者に対し検疫条件が再整理されたこと、届出の際に防除指針及び防除暦の添付、生産園地の登録、登録園地からの輸出されることにより栽培地検査を必要としなくなったこと、検疫対象病害である房枯病については、農薬登録された薬剤がなく耕種的防除が進められているので、防除暦に記載がない場合、防除方針を提出することを伝えた。

【所感】

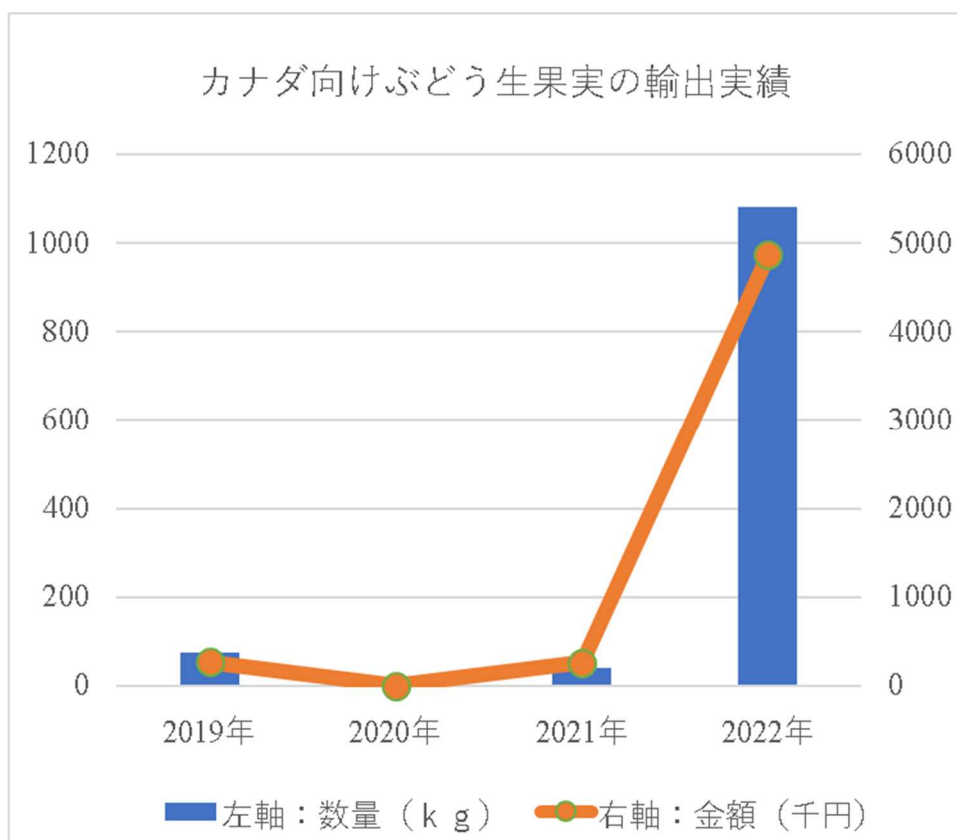
2022年、前年の課題がクリアされたことから、植物検疫条件に基づく手続きを経て無事輸出が行われた。また、財務省貿易統計によれば、2022年は2021年の27倍となった。

この事例では、少量の貨物であれば栽培地検査を受検して所定の手続きにより輸出できるものと考えられるものの、今回の相談のように大量の輸出には前述の

ように多大な栽培地での検査、選別実施上の課題が生じ、輸出が困難となった。しかし、支援事業事務局・専門家がカナダの公表している日本産ブドウ生果実の検疫条件を確認したところ、我が国が公表している検疫条件とカナダ検疫当局が公表するリンゴ生果実の検疫条件との間で違いがあることに気づき、我が国検疫当局に整理を依頼できたことが、カナダ向けブドウ生果実の輸出増につながったものと考えている。

また、相談者によれば、今回の輸出において、カナダ検疫当局によりカナダの輸入検査において条件確認のために荷物が止められたとのこと。これは、昨年までの提出書類と異なることを指摘されたもので、検疫条件上何ら問題のないことで、多少時間を要したものの、輸入を認められたとのことであった。

輸出支援事業では、栽培地検査等課題となる条件の解決に向け取り組んでいく必要がある。なお、関係者によればカナダでのブドウ生果実販売については、他国との競合を強いられており、コンスタントな輸出に支障が生じることも懸念されている。



(財務省貿易統計 HP データから作成)

事例 5

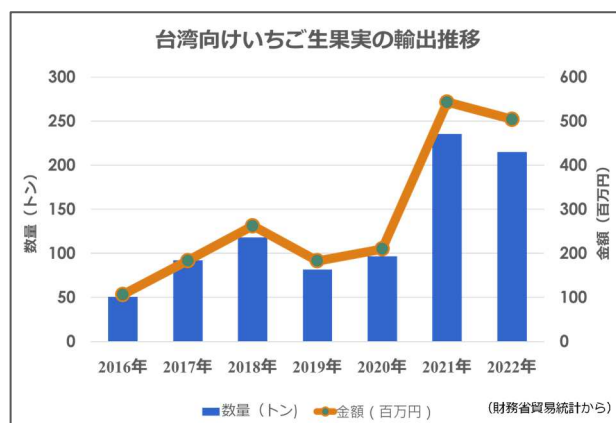
台湾向けイチゴの残留農薬対策に取り組む関係者

【背景・目的】

台湾向けイチゴ生果実については、輸出が年々増加しているところであるが、その一方で台湾の輸入検査において残留農薬が検出され不合格となる事例も増加している。

2022 年産では、イチゴ生果実の輸出時期である 1 月～4 月までの間に台湾で残留農薬が原因で不合格となった事例は 35 件あった。不合格となった基準値超過の主な要因としては、輸出事業者が日本国内用に生産・出荷されたイチゴ生果実を市場調達し、台湾に輸出したためと考えられた。

このため、関係者は、今年度に①台湾向けイチゴ生果実に係る残留農薬の PR 活動、②国内輸出事業者等への啓発、③台湾向けイチゴ生果実の輸出に関する勉強会、④台湾仕様でのイチゴ生果実の残留農薬に係るモニタリング検査などに取り組むとし、対策を講じたいとされた。



(財務省貿易統計より)

【台湾向けに輸出されたイチゴ生果実が残留農薬値超過で不合格となった事例】

台湾の衛生福利部食品薬物管理署のホームページに掲載されている情報によると、2022 年 1 月～4 月までの間に日本から輸出されたイチゴ生果実の延べ 35 件から残留農薬基準値超過があったとして不合格となっている。イチゴ生果実で基準値超過となった農薬は表のとおり 7 剤あるが、クロルフェナピルと



(台湾 衛生福利部食品薬物管理署の HP)

フロニカミドが最も多い。また、これらの農薬は日本では収穫前日まで使用できるが、台湾ではイチゴに使用できず（登録されていない）、その基準値は「不検出」又は「0.01ppm」と設定されている。

・イチゴ生果実で残留農薬基準値超過により不合格となった農薬

成分名	農薬名	延 べ 件数	台湾検出 濃度(ppm)	台湾基準 値(ppm)	日本基準 値(ppm)
アクリナトリン	アーデント	1	0.03	不検出	0.3
インドキサカルブ	トルネードエース、 ファイントリン	1	0.02	0.01	1
クロルフェナピル	コテツ	17	0.04～ 0.14	0.01	5
シアントラニリプロール	ベネビア、ベリマー ク	2	0.05 0.08	不検出	1
スピロテトラマト	モベント	1	0.04	不検出	10
ピメトロジン	チェス	1	1.20	1.0	2
フロニカミド	ウララ	14	0.02～ 0.69	0.01	2

(台湾 衛生福利部食品藥物管理署の HP から)

【勉強会での専門家の取組み内容】

専門家は、勉強会において、①台湾での分析方法（日本の一般的な方法との違い）、②代替農薬の紹介、③天敵利用場面で使用できる農薬などの説明を行った。代替農薬については、台湾の残留農薬基準値が日本の基準値と同等又は台湾側が高く設定している主な農薬について紹介した。

・利用できると思われる代替農薬

① 殺虫剤（2022 年 10 月現在）

成分名	農薬名	日本基準 値(ppm)	台湾基準 値(ppm)	適用病害虫
エトキサゾール	バロック	0.5	0.5	ハダニ類
エマメクチン安息 香酸塩	アフアーム	0.1	0.1	オオタバコガ、ハスモンヨト ウ、ハダニ類、ヨトウムシ
クロマフェノジド	マトリック	0.5	0.5	ハスモンヨトウ

成分名	農薬名	日本基準 値(ppm)	台湾基準 値(ppm)	適用病害虫
クロラントラニリ プロール	プレバソン	1	1.0	ハスモンヨトウ
クロルフルアズロ ン	アタブロン	0.5	0.5	ハスモンヨトウ、ミカンキイ ロアザミウマ
シエノピラフェン	スターマイト	3	3.0	ハダニ類、シクラメンホコリ ダニ
シフルメトフェン	ダニサラバ	2	2.0	ハダニ類
シペルメトリン	アグロスリン	2.0	2.0	アブラムシ類
スピノサド	スピノエース	1	1.0	アザミウマ類
テブフェノジド	ロムダン	1	1.0	ハスモンヨトウ
テブフェンピラド	ピラニカ	1	1.0	ハダニ類、アブラムシ類、うどん こ病
テフルベンズロン	ノーモルト	1	1.0	ハスモンヨトウ
ビフェントリン	テルスター	1	2.0	ハダニ類
ピリフルキナゾン	コルト	1	1.0	アブラムシ類、コナジラミ類
フルバリネート	マブリック	0.7	1.0	アブラムシ類
ペルメトリン	アディオン	1	1.0	アブラムシ類
マラチオン	マラソン	1	1.0	アブラムシ類、ハダニ類、ミカ ンキイロアザミウマ
ミルベメクチン	コロマイト	0.2	0.2	ハダニ類、シクラメンホコリ ダニ
メトキシフェノジ ド	ファルコン	2	2.0	ハスモンヨトウ、オオタバコ ガ
還元澱粉糖化物	エコピタ			アブラムシ類、ハダニ類、コナ ジラミ類、うどんこ病
脂肪酸グリセリド	サンクリスタ ル			アブラムシ類、コナジラミ類
調合油(サフラワ ー油および綿実油 の含量として)	サフオイル			コナジラミ類、チャノホコリ ダニ
ヒドロキシプロピ ルデンプン	粘着くん液			アブラムシ類、コナジラミ類、 ハダニ類
プロピレングリコ ールモノ脂肪酸エ ステル	アカリタッチ			ハダニ類
ペキロマイセス・ フモソロセウス	プリファード	—	—	ワタアブラムシ、コナジラミ 類、ハダニ類

成分名	農薬名	日本基準値(ppm)	台湾基準値(ppm)	適用病害虫
ボーベリア・バシアーナ GH A 株	ボタニガード	—	—	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、コナジラミ類、コナガ
ポリグリセリン脂肪酸エステル	フーモン			ハダニ類、アブラムシ類、コナジラミ類

② 殺菌剤（2022 年 10 月現在）

成分名	農薬名	日本基準値(ppm)	台湾基準値(ppm)	適用病害虫
シアゾファミド	ランマン	0.7	1.0	疫病
トリフルミゾール	トリフミン	1	1.0	じゃのめ病、うどんこ病
プロシミドン	スミレックス	5	5.0	菌核病、灰色かび病
ペンチオピラド	アフェット	3	3.0	うどんこ病、灰色かび病、輪斑病
硫黄	イオウ			うどんこ病
塩基性塩化銅・硫黄	イデクリーン			うどんこ病
オレイン酸ナトリウム	オレート			うどんこ病、アブラムシ類、コナジラミ類
水酸化第二銅	コサイド			炭疽病、角斑細菌病
銅水和剤	IC ボルドー			炭疽病
タラロマイセス・フラバス	タフパール	—	—	炭疽病
バチルス・ズブチリス	ボトキラー	—	—	うどんこ病、灰色かび病

【評価・所感】

日本から台湾向けに輸出されたイチゴ生果実については、その後も残留農薬基準値超過で不合格とされる事例が続発している。輸出事業者が日本と台湾の残留農薬基準値の違いに留意して、台湾向けに生産されたイチゴ生果実を輸出するよう心がけ、日本の安心・安全な農産物の輸出が構築できるよう望むものである。その一方で、基準値超過が多いクロルフェナピルやフロニカミドについては、台湾ではイチゴ生果実以外の一部の野菜や果物等では使用できることからインポートトレランス等によりイチゴの残留農薬基準値の見直しにも期待するものである。

事例 6

タイ向けメロン生果実の輸出を実現した生産者

【生産者の概要】

1. 事業内容：メロンの生産・販売、資材・肥料の販売
2. 施設内容：メロン栽培ハウス 15 棟、種苗ハウス 1 棟
3. 生産体制：春作、冬作の年 2 作
4. 年間総生産個数：53,000 玉

【生産者の取り組み内容】

生産者は、メロンの生産・販売等を営んでおり、2016 年頃から香港、マカオ、シンガポールなどを中心に自家栽培による高品質なメロンを継続的に輸出している。

2020 年 9 月にタイ向けメロン生果実の輸出に係る G F P 訪問診断を受け、生産園地・選果こん包施設の登録要件や植物検疫手続き等について、専門家から説明を受けた。

その後、タイの検疫条件の一つであるカボチャミバエの不在証明を確保するため、専門家の派遣を要請し、専門家がミバエ類の侵入防止状況に係る確認を行うとともにミバエ類の侵入リスクが懸念される箇所について指導・助言等を行った。そして、植物防疫所による生産園地・選果こん包施設の登録手続きを行い、2021 年からカボチャミバエに対する発生調査を開始した。なお、生産者はハウス全面に防虫ネットを張ったり、土壌熱水消毒による殺菌処理を行ったりするなど総合的防除や有機質肥料を施肥するなど減農薬栽培にも積極的に取り組んでいる。

【輸出を目指す目的】

昨年度、タイの残留農薬基準値に則した防除体系を整備し、植物防疫所によるトラップ調査を受けるなど輸出に向けた準備を進めるとともに、タイ検査官の招へいを求めていたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、来日が見送られ輸出が実現できなかった。



(GFP 訪問診断の様子)



(栽培中のメロン)

タイ以外の国向けには継続的に輸出しており、輸出ロットの確保や商社との価格設定、売る力を持ったバイヤーとの商談にも力を入れ、将来的には売上比重を国内から輸出へ転換していくことを目標としている。今年度はタイ向けについて植物防疫所へタイ検査官の招へい要請や農林水産省の補助事業（招へい費用・残留農薬検査費用）に係る手続きを既に済ませており、今年こそは初輸出を実現させたいとしている。

【輸出に当たって生産者が抱える課題等】

タイは、我が国の残留農薬基準値より低い数値設定となっているものが多いことから、当該国をベースとした防除体系を構築することにより、その他の国の残留農薬基準値にも十分に対応できると考えているが、タイでは青果物に対する残留農薬検査が強化されており、現行の防除体制の安全性を高めておく必要がある。

このため、タイにおける残留農薬規制の概要や現行の農薬散布体制において残留農薬基準値の超過リスクがある農薬等の洗い出し及び代替剤の紹介や散布方法の留意点などについて専門家からオンラインによる支援をお願いしたい。

【支援等の内容】

＜栽培管理に係る支援＞

専門家より、タイの残留農薬規制に関する概要や実際の農薬散布実績に基づく日本とタイの残留農薬基準値の比較結果、代替剤の紹介、農薬使用時の留意点や総合的な防除方法などについてメールやオンラインにて説明した。

（１）タイの残留農薬規制について

- ① タイでは、輸入青果物を「非常に高リスク」、「高リスク」、「低リスク」に分類して残留農薬検査を行っている。また、指定された 134 の対象物質については、日本で輸出前に分析した分析結果証明書（COA）を提示すれば検査や通関手続きを迅速化できるが、COA の提示は強制的なものではないとしている。また、メロンなど低リスクのものについては、タイ輸入時に簡易キットによる分析（タイ政府負担）での対応も認められている。
- ② 「非常に高リスク」、「高リスク」のリストは定期的に見直されるため、輸出前に最新情報を確認しておく必要がある。
- ③ COA の発行機関は、タイ政府機関から委託（認証）を受けた分析機関若しくは残留農薬分析に適用される範囲で ISO/IEC/17025 規格の認証を取得した分析機関である。
- ④ 日本での分析方法やその部位については、タイ保健省告示に記載された方法に従う必要がある。
- ⑤ タイで分析した結果、残留農薬基準値を超過した場合は、罰金や商品の回収要請、「非常に高リスク」への引き上げなどのペナルティーを輸入者に科せるとしている。

- ⑥ そのリスク回避として日本側での COA 取得があるが、分析費用は輸入者負担となるため、小ロットの輸出であれば利益が見込めない可能性がある。
- ⑦ なお、同一園地・品目、同一シーズンに輸出する場合、同一の COA の使用が可能である。

(2) タイと台湾の残留基準値を踏まえた日本での対策

- ① 日本の農薬取締法に基づいて農薬を使用した場合、残留農薬基準値を超過する可能性もあるが、散布状況によっては必ず超えるとは限らないため、収穫後に残留農薬分析を行うことも一案である。
- ② 収穫前の農薬使用は残留リスクが高まるため、使用時期には特に注意が必要である。
- ③ 農薬の散布は、希釈倍数よりも量を重視して使用した方が防除効果は得られやすい。
- ④ 天然由来成分を使用するなど、化学農薬に頼らない防除の方法もある。
- ⑤ 気門封鎖剤などの使用において、薬害のリスクがあるため、使用には注意が必要である。
- ⑥ ハウスへの病害虫の侵入防止対策として、開口部を塞ぐことや、出入口付近にネットを張ったりエアーカーテンを設置したりするなど物理的な防除も組み合わせると良い。



(専門家によるオンライン支援の様子)

【日タイ合同の現地査察・輸出検査に係る対応状況】

<タイ検査官の招へいスケジュールの決定>

タイ検査官の招へい日程が決定し、1日目(2022年12月6日)に現地査察(生産園地・選果こん包施設)、2日目(2022年12月7日)に日タイ合同輸出検査が予定された。

また、当該査察に万全を期すため、その前日に植物防疫官による生産園地及び選果こん包施設に係る事前の調査が計画され、当該調査から専門家も同席し、チェックシートにより実施要領に適合しているか確認するなどの支援を行った。

<日タイ合同の現地査察・輸出検査の円滑な実施に向けて>

- (1) 植物防疫官による生産園地及び選果こん包施設に係る事前の対策調査
植物防疫所より、①当日の進行手順、②栽培防除管理・選果こん包作業体制、③タイ検査官との想定問答などを取りまとめた資料が共有された。

その後、植物防疫官より生産園地及び選果こん包施設に係るミバエ類の侵入防止対策の状況について最終確認が行われ、不備がないことが確認された。

(2) タイ検査官による生産園地及び選果こん包施設の査察

植物防疫官の進行の下、タイ検査官による査察が開始された。植物防疫所からトラップ調査の結果や相談者から生産園地・選果こん包施設に係る栽培管理の状況、選果こん包作業体制などについて説明が行われた。また、タイ検査官より生産園地からこん包施設までの運搬体制に関して、実演のリクエストがあり、相談者が実演しながら説明した。

なお、タイ検査官からの指摘事項（標準作業手順書の修正及び英訳版の提出、収穫時間のわかる報告書の作成等）を改善することにより、合同輸出検査の実施が認められた。

(3) 日タイ合同輸出検査

タイ検査官と植物防疫所による合同輸出検査が開始された。申請数量は70C/T、400果（白肉種35C/T・赤肉種35C/T）であったことから、実施要領に基づき全量が検査され、病害虫の付着はなく合格となった。

タイ検査官によりこん包への表示確認やコンテナ番号及びコンテナ封印番号について現物や写真を用いて植物検疫証明書の記載内容と相違がないか確認が行われた。その結果、二国間合意事項に適合していること



(植物防疫官から説明を受ける生産者)



(ガロントラップを確認するタイ検査官)



(選果こん包作業を実演する相談者)



(日タイ合同輸出検査の様子)

が確認され、当該証明書の余白にタイ検査官による署名が行われ、その場で相談者へ手交された。



(植物検疫証明書に署名するタイ検査官)

【評価・所感】

タイ向けメロン生果実の輸出植物検疫条件が改正されて、初めての輸出事例であり、当事業としてもタイ検査官による現地査察（生産園地・選果こん包施設）及び日タイ合同輸出検査に専門家を派遣した。

実際の査察や合同輸出検査においては、タイ検査官から質問や指摘等を受ける場面はあったが、ひとつひとつ丁寧に説明することで理解が得られ、大きな問題を抱えることなく終わることができている。また、防除面については、昨年度、オンラインにて専門家が紹介した代替剤へ変更したことで、日本国内で実施した輸出前の残留分析ではタイの残留農薬基準値を下回る数値が確認できしており、生産者から謝意を受けている。

生産者は、約3年間かけて、国や自治体、専門家による継続的な支援を受けながら、輸出関係者等と密に連携を図り、数々の課題を乗り越えて輸出に成功している。（同月に2回目の合同輸出検査を受けて輸出済み）。

今後も、輸出ロットの確保や出荷時期の調整、商社との価格交渉、新たな販路開拓を進めていくとともに、有機JAS認証の取得に向けた栽培管理にもチャレンジしていくことから、輸出量の増加が大いに期待できる。

当該事業においては、必要な専門家を継続して派遣するなど引き続き支援をしていくこととする。



(現地店舗で販売中のメロン)

事例 7

EU 向けに木製品の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

A 社：畳の製造、張替えをしている。

B 社：新築・民家再生・リフォーム・増改築をおこなっている工務店で、民家再生の施行も行っている。

C 社：作業用機械を製造販売している。

【輸出の目的等】

A 社：ドイツの日本文化を紹介する施設で、18 年ぶりに畳の張替え作業を実施する。その際に使用する器具（作業台、定規、レールなどの木製品）を輸出する必要がある。

B 社：フランスにて我が国の古民家を移築することとなり、古民家で使用されている木材を輸出することとなった。

C 社：ドイツにおいて、作業用機械を見本市に出展する。その際に出展する機械で製造した木製品を見本として展示することとなった。

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

A 社：ドイツで畳の張替えに使用する器具類はすべてヒノキ製の木材である。EU 向け製材の輸出の際は、消毒が必要だと聞いているが、その内容、手続きについて知りたい。今回、輸出する器具類は精巧、精密なものであり、加熱による湾曲などの変形は認められない。

B 社：フランスに我が国の古民家を移築することとなり、古民家に使用されている木材（サワラ、マツ、ヒノキ等）を輸出する。EU 向けの針葉樹の輸出に当たっては、消毒が必要であると承知している。具体的な消毒内容のほか、自社の近隣で消毒を実施できる施設、実施者等がいるか知りたい。

C 社：ドイツで開催される製造機械の見本市に自社が製造している作業用機械を出展するが、同時に同機械で製造した木製品のサンプルを輸出、展示する。輸出に当たっては、現地で組み立てることとしているが、木製品の材質はヒノキ製であることから輸入時の規制があることを承知している。どのような方法で消毒すれば良いのか、また、消毒が実施できる施設、実施者を教えて欲しい。送付する材には厚み 1 cm のものがあり、現地での組み立てを考慮すると変形することは支障がある。

【支援等の内容】

いずれの相談においても、電話、ファックス、メール等により検疫条件の提示、ISPM No.15「Regulation of wood packaging material in international trade（国際貿易における木材こん包材の規制）」で定め

られている基準等を説明するとともに、必要に応じ、これらに対応できる施設などについて、公表されている資料を提供した。

臭化メチルによる基準（24h）

Fumigated with methyl bromide(BH₃Br)

温度 Temperature °C	投薬量 Dosage (g/m ³)	最低濃度 (g/m ³) Minimum concentration		
		2h	4h	24h
21.0 or above	48	36	31	24
16.0-20.9	56	42	36	28
10.0-15.9	64	48	42	32

(ISPM No.15 臭化メチルくん蒸処理基準)

具体的には、EU の関係するレギュレーションである「COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2019/2072 of 28 November 2019」の該当部分を要約した資料を提供した。EU の消毒方法には熱処理、くん蒸処理、キルンドライ処理及び防腐剤加圧注入処理が示されているが、A 社、C 社に対しては、加熱する処理では、ひずみ、湾曲が生じやすいことから、くん蒸処理が好ましいと考えられる旨を伝えた。

A 社にあつては、作業台及び定規については、アルミ等の金属製に変更し輸出されることとなった。レールについては、使用中のものを輸出するが、材質を確認したところ、合板であり、ニス塗りされているとの情報が提供された。合板については EU の検疫条件では規制品目に該当しないことから消毒を必要としないものである。念のため、写真の送付を受け合板であることを確認した。

B 社にあつては、輸出用木材こん包材の消毒を実施している施設及びくん蒸事業者を一覧にして、提供した。

C 社にあつては、展示する部品の形状変化に問題があることから、臭化メチルくん蒸を勧めた。しかし、少量貨物に見合う適切な施設が少ないことから、支援事業において調査し、少量荷口に対応できる施設を紹介した。なお、臭化メチルの基準については ISPM No.15 で定められている基準を提示し、輸入国側に同基準に基づく消毒で差し支えないかの確認を取ることを説明した。

【所感】

今回紹介した事例のうち A 社は、検疫上規制のある品物の代替品（金属性）に変更して対応され、現地での作業が行われている。

B 社については、無事輸出され、現地での作業が終了している。

C社においては、加熱による変形を回避する必要があることから、臭化メチルくん蒸を推奨したが、EU 向けの限られた少量の輸出であり、通常の輸出検疫で行われている倉庫くん蒸、天幕くん蒸には適さなかった。このことから、少量のくん蒸ができる施設を紹介した。

EU 向け針葉樹の輸出に当たっては、EU の基準に基づく消毒が求められているが、加熱においては、材のサイズによっては変形することも懸念されているところで、輸出目的に適さない場合もある。また、輸出数量も多くなく少量となると適切な消毒施設の問題もあり、消毒実施が困難な場合もある。支援事業として、輸出者の意向を踏まえた、適切な対応が求められる。

EU 向け針葉樹製材の検疫条件

(COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2019/2072 of 28 November 2019 の関係条項を整理しました。)

1 針葉樹製材については、消毒の実施の確認・輸出検査の受検が必要で、植物検査証明書を添付して輸出してください。

2 消毒には以下の方法のいずれかを実施する必要があります。いずれも、植物防疫官の確認を受け、植物検査証明書にその方法等を記載することが必要です。

①熱処理

- ・最低材芯温度が 56℃で 30 分以上の処理が必要です。
- ・処理後、木材又は包装に {HT} のマークを表示する必要があります。
- ・植物検査証明書には、処理温度及び時間、消毒後輸出までの期間がカミキリムシ (*Monochamus*) の飛翔期間でないこと又は樹皮が付いていないこと又はマツノザイセンチュウの感染を確実に防ぐ被覆、又はマツノザイセンチュウの感染がないことの追記が必要です。
- ・処理温度の記録表 (チャート) を植物防疫官へ提出する必要があります。
- ・消毒場所は、輸出用木材こん包材の認定消毒実施者の施設で実施することが可能です。
- ・消毒施設への入庫、出庫のいずれか、又は両方に植物防疫官の確認が必要です。

②臭化メチルくん蒸

・植物検査証明書に使用薬剤、処理濃度及び時間、最低温度の記載が必要です。(※EU 規則内には具体的な薬剤、処理濃度及び時間、最低温度の基準は掲載されておりません。梱包材の処理の基準 (ISPM No.15) で対応できると思われますが、輸入者サイドに確認をしてください。照会結果を書面で植物防疫所に提出して消毒を実施してください。)

- ・投薬時、開放時に植物防疫官の確認が必要です。
- ・輸出用木材こん包材の認定くん蒸者実施者に確認してください。

③防腐剤加圧注入処理

- ・使用する薬剤が EU で認められているかどうか、事前に輸入者を通じ EU 側に確認してください。
- ・植物検査証明書には、有効成分、濃度、圧力の記載が必要です。
- ・処理時に植物防疫官の確認が必要です。

④KD 処理

- ・最低材芯温度が 56℃、30 分以上の処理後、キルンドライで水分 20 %未満になるまで処理してください。
- ・木材又は包装に「kiln dried」又は「K.D. HT」を付す。
- ・植物検査証明書を添付してください。

3 原則として、消毒の後、輸出検査を受ける必要がありますが、消毒確認時に同時に行われることがあります。(対応については、植物防疫所に確認してください。)

(参考)

EU 規則 URL (156 ページをご覧ください。)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R2072&from=EN>

ISPM No.15

ISPM 15. Regulation of wood packaging material in international trade (fao.org)

Official statement that the wood has undergone an appropriate:

(a) heat treatment to achieve a minimum temperature of 56 °C for a minimum duration of 30 continuous minutes throughout the entire profile of the wood, indicated by a mark 'HT' put on the wood or on any wrapping in accordance with current usage, and on the phytosanitary certificate referred to in Article 71 of Regulation (EU) No 2016/2031,

and

official statement that subsequent to its treatment the wood was transported until leaving the country issuing that statement outside of the flight season of the vector *Monochamus*, taking into account a safety margin of four additional weeks at the beginning and at the end of the expected flight season, or, except in the case of wood free from any bark, with a protective covering ensuring that infestation with *Bursaphelenchus xylophilus* (Steiner et Bühner) Nickle et al. or its vector cannot occur.

or

(b) fumigation to a specification approved in accordance with the procedure laid down in Article 107 of Regulation (EU) No 2016/2031, the active ingredient, the minimum wood temperature, the rate (g/m³) and the exposure time of which are indicated on the certificate referred to in Article 71 of Regulation (EU) No 2016/2031,

or

Plants, plant products and other objects CN codes Origin Special requirements(c) chemical pressure impregnation with a product approved in accordance with the procedure laid down in Article 107 of Regulation (EU) No 2016/2031, the active ingredient, the pressure (psi or kPa) and the concentration (%) of which are indicated on the certificate referred to in Article 71 of Regulation (EU) No 2016/2031,

Or

(d) heat treatment to achieve a minimum temperature of 56°C for a minimum duration of 30 continuous minutes throughout the entire profile of the wood, and kiln-drying to below 20 % moisture content, expressed as a percentage of dry matter, achieved through an appropriate time/temperature schedule, which is indicated by a mark 'kilndried' or 'K.D.' or another internationally recognised mark together with a mark 'HT', put on the wood or on any wrapping in accordance with current usage, and on the phytosanitary certificate referred to in Article 71 of Regulation (EU) No 2016/2031

(原文 ANNEX VII の 76)

(Wood of conifers に対する Special requirements)

事例 8

消毒条件に適合した木材の輸出に取り組む事業者

【相談者の概要】

相談者は福岡県内で日本庭園の設計・施工や樹木診断、樹木維持管理、ガーデニング、エクステリア、ブロック診断などを手がけており、個人宅から公共工事まで幅広く事業を展開している。

日本庭園等の企画・設計・施工においては、形式・様式美を重視し、個人宅の露地や坪庭などの場合は、思い出の樹木や添景物などを取り入れ、形式・様式に縛られるよりも「趣のある庭づくり」を優先するように心掛けている。

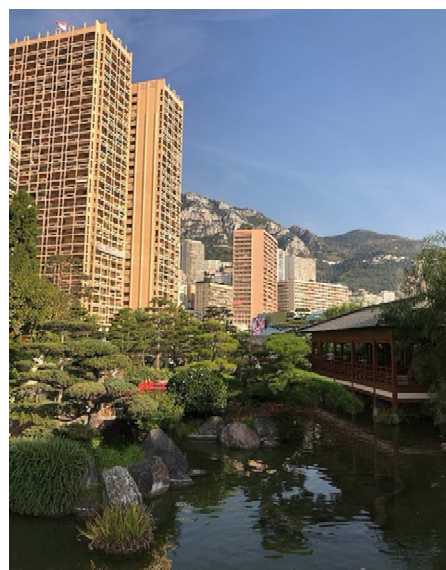
その中でも日本庭園造りにおいては、その洗練された技術力が海外からも高く評価されており、モナコ公国・中国・フランスなどでの施工実績がある。

モナコ公国で手掛けた日本庭園は、1990年に大阪万博で出展中の作品を見たモナコ政府の方からオファーがあり調査・企画・設計を経て、1992年に着工し1994年に完成している。完成後も毎年現地に出向き、日本庭園の管理指導を行っている。

現在、モナコ公国では地中海の一部を埋め立てて、高級別荘やコンドミニアム等を建設中であり、既存庭園のリニューアルと新規日本庭園の造園及び和風家屋の建築の業務に携わることが決まっている。庭園造りなどで使用する建築資材は日本から納品することとなり、その中には杉、桧、松などの製材品も含まれている。



(事業者が手掛けた日本庭園)



(モナコ公国にある既存庭園)

【輸出に当たって相談者が抱える課題等】

最終目的地となるモナコ公国までの輸送工程として、日本を出港した後、フランスの港で貨物を一旦卸下し、そこから陸路にて輸送する計画としている。

モナコ公国向けに杉・桧・松の製材を輸出する場合、現地の輸入者から EU の植物検疫条件として消毒処理を実施するよう指示を受けたが、どのような処理要

求を満たせば良いのかわからない。また、その処理の進め方や植物検疫手続きについても不慣れでわからない。

【支援等の内容】

EU 向け製材（杉・桧・松）に係る植物検疫条件、手続き等について次の説明を行った。なお、実際の処理をおこなう際は、専門家も現地に出向き、処理の進め方などについて支援を行った。

- ① EU 向け製材の輸出にあたっては、臭化メチルくん蒸、熱処理（材の中心温度 56℃、30 分以上）、防腐処理、キルンドライ処理のいずれかの実施と日本で輸出検査を受けて植物検疫証明書を添付する必要がある。
- ② 実際に処理をおこなう際は、植物防疫官の立会が必要となる。
- ③ 植物検疫証明書を取得するには、植物防疫所への申請手続きが必要となる。
- ④ 臭化メチルくん蒸を実施する場所は、輸出者及びくん蒸業者において、安全にくん蒸できると確認できた場所であれば良い。
- ⑤ 臭化メチルの処理基準については、EU の関係規則に明示されていないため、輸入者から現地検疫当局へ直接確認する必要がある。
- ⑥ 熱処理については、輸出用木材こん包材消毒実施要領に基づく消毒実施者として認定を受けている場合は、証明実施機関（全国植物検疫協会等）が作成した熱処理基準に従った方法で認められている。
- ⑦ 処理にあたり、熱処理業者が作成した処理計画（寸法・材厚・結束厚・処理温度・処理時間など）を植物防疫所へ提出する必要がある。なお、処理結果については、自動温度記録装置が出力したグラフデータを植物防疫官へ提出する必要がある。
- ⑧ 各国の検疫条件は変更される可能性があるため、輸出前に確認することが望ましい。
- ⑨ 輸入者を通じて現地検疫当局へ植物検疫証明書の事前確認を取ることで、現地での輸入手続きのトラブルを回避することにつながる。

【相談者の対応状況】

相談者側にて現地の輸入者と調整した結果、自社敷地内の安全な場所を確保し、輸出用木材こん包材国際基準 NO.15 の処理基準（21℃以上、48g/m³）を適用した臭化メチルくん蒸を実施することとした。

<臭化メチルくん蒸の実施について>

- ① 植物防疫官立会の下、輸出検査が行われた。
- ② 植物防疫官にて投薬量や温度が確認され処理基準を満たしていることが確認された後、投薬を実施した。
（処理内容：内容積：132 m³、単位薬量：48g/m³、投薬量：6.4kg、温度：30℃）
- ③ その後、植物防疫官へ「くん蒸実施記録表」を提出し、くん蒸効果に問題な

いことが確認された。



(植物防疫官による輸出検査)



(植物防疫官による投薬量の確認)

※支援後、現地検疫当局へ植物検疫証明書の内容確認を求めた結果、針葉樹については熱処理の処理要求を満たした植物検疫証明書を添付するよう指示があった。このため、相談者は福岡県内にある輸出用木材こん包材消毒実施要領に基づき、全国植物検疫協会（以下、全植検協）から認定された事業者へ熱処理を依頼し、早急に実施体制を整備した。

<熱処理の実施について>

- ① 熱処理時間等の設定：相談者は最大材厚を 400mm 以下となるよう貨物に 30mm の栈木を入れ、熱処理用に組み直した。なお、最大幅は 1200mm 以下とした。処理時の熱供給温度を 70℃以上とすることから全植検協が作成した消毒マニュアルの処理基準に基づき、57 時間以上の処理を計画した。



(熱処理用に組み直す相談者)



(植物防疫官による材厚確認)



(入庫された製材)

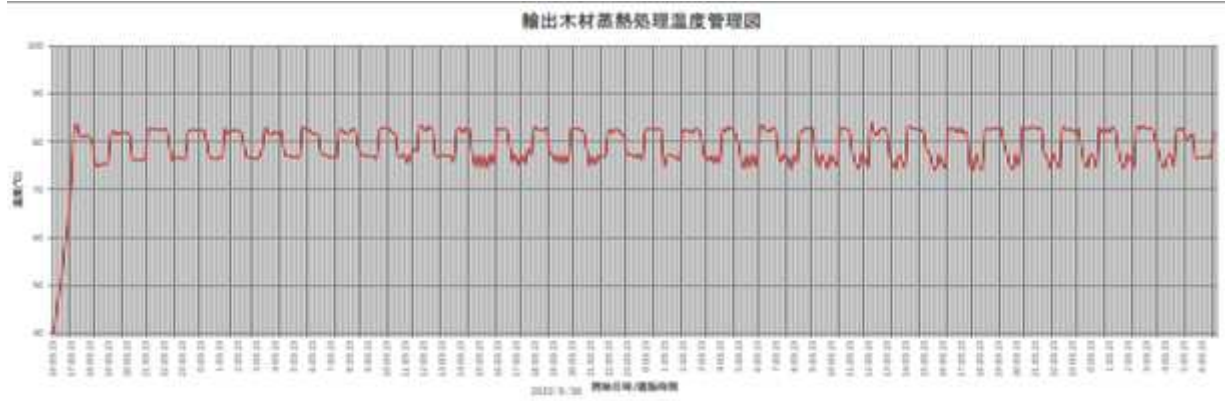
- ② 熱処理の実施：植物防疫官立会いの下に熱処理を実施した。熱処理消毒終了後にチャート紙を植物防疫官に提出した。なお、実際の熱処理状況については、以下のとおり。（処理施設 2 基使用）

16 時 01 分：熱処理用に組み直した製材を庫内に搬入し、熱処理開始
(庫内温：施設センサーA 37℃、施設センサーB 34℃)

16 時 53 分：設定温度到達（庫内温：施設センサーA 73℃）

16 時 59 分：設定温度到達（庫内温：施設センサーB 75℃）

17 時 15 分：温度安定（庫内温：施設センサーA 73℃、施設センサーB 72℃）
6 時 43 分：熱処理完了



（熱処理結果が記録したグラフデータ（1 基分））

- ③ 出庫・輸出：熱処理終了後、輸出用木材こん包材消毒実施要領に基づく登録こん包材生産者にて IPPC スタンプが表示された木材を使用してこん包作業が行われた。なお、EU の植物検疫条件であるこん包への「HT」表示についてもこん包に付し、10 月 21 日にモナコ公国向けに輸出された。

【評価・所感】

くん蒸処理後に現地検疫当局から処理条件の指示があり、船積みスケジュールの再調整やこん包の解体など対処すべき課題が多くあったが、相談者は輸出関係者（輸入者・通関業者）と密に連携を取り、また、専門家の支援を受けながら、一つ一つ課題を乗り越え、モナコ公国への輸出に成功している。

施工工程として、第 1 工期（2023 年 4 月～6 月）及び第 2 工期（2025 年 1 月～3 月）を経て、2025 年中の完成予定としている。

モナコ公国の主要産業は観光業であり、セレブが集まる国としても世界的に有名な国であることから、今後、現地に訪れた観光客や現地の富裕層などが完成した日本庭園を見ることで日本の認知度が高まり、ひいては農産物の輸出拡大につながる可能性が十分期待できるものとする。第 2 工期の輸出時においても、木材と新たに竹の輸出を検討されていることから、当事業では、必要な専門家を継続して派遣するなど引き続き支援していく。



（既存庭園周辺のコンドミニウム建築の様子）

事例 9

GFP 訪問診断を利用し輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

A社：ショウガを栽培し、生姜ほうじ茶を製造して国内に販売をしている。

現在、無農薬、有機栽培を目指している。

B社：60年間イチゴ栽培をしており関係者から高品質と言われている。リピーターも多い。

C社：ブドウを60aほど栽培して、青果卸売業、JA等に販売、出荷している。

D社：鶏卵の生産、販売を行うほか、コメの栽培を委託し、コメ及びコメ加工品も販売している。

【輸出の目的等】

A社：前職でインバウンド需要に触れる機会があったこと、国内だけでは今後ショウガの需要が減少することが見込まれるため輸出に取り組みたい。

B社：2年ほど前から海外にイチゴ生果実の販路を拡大し、売り上げ増加を目指したいと模索している。

C社：ブドウ生果実を海外に販路を拡大し、売り上げ増加を目指したい。

D社：コメ及び干し柿について国内で余った商品を流通させるルートとして輸出を計画している。

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

A社：ショウガ及び生姜ほうじ茶を輸出するための取り組みとしてJETROとともに市場調査を実施した。輸出の経験はない。（相談者が抱えている課題は、輸出の課題より生産コストに対する課題が大きい。）

B社：輸出に際しては残留農薬や植物検疫の問題があり、ハードルが高いと認識している。

C社：シンガポールをはじめいくつかの輸出先を検討している。輸出の経験がないことから輸出に向けたアドバイスを受けたい。

D社：いくつかの輸出先を検討しているが、台湾向けが最優先である。なお、間接輸出を考えているが、輸出事業者は未定。

【支援等の内容】

いずれの相談もGFP事務局から、植物類の輸出にかかる訪問診断を実施するとして、課題解決支援事業事務局に依頼があったもので、すべてWebにより行われた。

オンライン訪問診断では、GFP事務局が進行し、農政局から相談者に対しヒヤ

リングが行われた。その後、参加している団体（都道府県、JETRO 等）から相談者の抱える課題等に対する説明が行われた。

課題解決支援事業の専門家は、事前に配布された「輸出チェックレポート」に基づき相談者の課題に適用したプレゼン用資料「輸出植物検疫の概要」を作成し、Web画面で描写しながら行ったが、全体の時間が1時間と限られていることから、専門家の説明時間は7分程度であった。

各社に対する説明概要は以下の通り。

本日のアジェンダ(オンライン訪問診断：1時間)

- ✓ 参加者紹介 (5分) ※GFP事務局より紹介
- ✓ 現在の生産・流通に関する状況や輸出に向けた取組に係るヒアリング (30分)
- ✓ 関係者各所より補助事業紹介・質疑 (15分)

(G F P 事務局が提示したアジェンダ)

A 社：課題解決支援事業の概要、輸出植物検疫の概要、残留農薬基準の概要のほか、輸出予定であるショウガ・生姜ほうじ茶は輸出先国により植物検疫条件及び残留農薬基準値が異なるが、現段階では輸出先が決まっていないので、希望される輸出先国があれば、課題解決支援事業の相談窓口までご相談・ご照会をいただきたい。なお、相談については、現地に出向いて実施することもでき、その際の費用は一切かからない。なお、相談者からは、将来的には生ショウガの輸出も考えている旨の発言があった。

B 社：課題解決支援事業の概要、輸出植物検疫の概要、残留農薬基準の概要、輸出実績のほか、輸出先国により植物検疫条件及び残留農薬基準は異なるので、輸出先が決まれば、相談を頂きたい。現地で説明をする費用は不要であることを説明した。相談者から以下の質問がありこれに回答した。

Q1：輸出検査不要とされている場合は、全く植物検疫を考えなくてよいのか。

A1：輸出検査不要とされている場合は、輸出時の植物検査はいら

ないが、輸出先国での輸入検査もいらないというものではない。必要に応じそれぞれの国で輸入検査が行われている。そのため、輸出する植物には病虫害の付着がないものを出荷することが重要である。



(課題解決支援事業の紹介)

Q2：植物検疫では病虫害がクリアできればよいのか。

A2：輸出先国によっては、対象とする病虫害を特定していたり、栽培地検査を求めている、輸出先国により対応が異なる。また、オーストラリア向けイチゴでは、栽培地検査を実施するか、輸出前にくん蒸を実施することが求められている。

Q3：残留農薬はどうやってわかるのか、散布したリストを提出することでよいのか。

検疫条件	該当する地域
輸出できない	中国、フィリピン、ベトナム、インド、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、ニュージーランド
二国間合意に基づく検疫	タイ、オーストラリア
輸入許可が必要	米国（本土）
輸入許可・輸出検査	ブルネイ、スリランカ、パキスタン、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア
輸出検査	韓国、台湾、インドネシア、アラブ首長国連邦、EU、英国、スイス、ロシア、ノルウェー
輸出検査不要	香港、シンガポール、マレーシア

(いちごの検疫条件と該当する輸出先国)

A3：リストの提出とい

うことではなく、相手国で必要に応じ分析される。不安があれば国内で輸出前に残留分析を実施しておくことも検討していただきたい。なお、残留農薬は相手国の基準を満足していないから輸出できないという輸出時の規制ではなく、相手国の輸入時において基準値を満足しているかどうかで判断されるもの。また、残留農薬の検査に用いる試料部位、イチゴであれば果実だけの国、ヘタを付けた状態で分析する国など異なるので、同じ果実であっても残留値に違いがあるので注意が必要。

また、後日、相談者から有機 JAS 資材に関する照会があり、これにも対応した。

C 社：課題解決支援事業の概要、輸出植物検疫の概要、残留農薬基準の概要、輸出実績のほか、輸出先国により植物検疫条件及び残留農薬基準は異なる。シン

成分	分	MRL (ppm)	
		日本	台湾
リン化水素	Phosphine	0.01	0.01
ピペロニルブトキシド	Piperonyl butoxide	0.2	0.2
ピレトリン	Pyrethrins	0.2	0.2

農薬以外に食品衛生上の添加物に注意する必要があります。

なお、近年、台湾の輸入検査において、干し柿で残留農薬、食品添加物での不合格（輸入が認められなかった）事例は報告されていません。

(提供した台湾向け干し柿の残留基準値)

ガポール向けブドウについては検査を受けずに輸出できるが、米国、ベトナムは、輸入が認められていない。残留農薬基準値については農林水産省のホームページに掲載されている。シンガポール以外の輸出先が決まれば、相談を頂きたい。現地で説明をする。費用は不要であることを説明した。

D 社：課題解決支援事業の概要、輸出植物検疫の概要、残留農薬基準の概要を

説明し、台湾向け玄米については輸出時の検査が必要であるが、精米は検査を受けずに輸出することができること、干し柿については、台湾の検疫条件が確認できなかったことからバイヤーが決まれば台湾検疫当局に確認を取られることを勧める。

なお、輸出貿易統計を見ると、植物検疫統計数量とほぼ同一であることから、輸出時に植物検査を受けられていると判断される。

コメに関する残留農薬基準については、農林水産省のホームページに掲載されているので確認すること。干し柿については、課題解決支援事業で調べたところ3種類の成分が台湾のリストで掲げられていることが判明したが、我が国の残留基農薬準値と同一である。

また、干し柿については硫黄くん蒸されることが多いが、これは食品添加物としての基準となるので注意してほしいことを伝えたところ、当該くん蒸は実施していないとのことであった。

今回は、台湾向けの説明をしたが、農政局の聞き取りではこれ以外の国名も上がっていることから、台湾以外の輸出先については本事業の相談窓口まで相談を頂きたい。現地で説明をする。費用は不要であることを説明した。

25

輸出が決まれば、ご相談ください。

一般社団法人全国植物検疫協会
〒101-0047
東京都千代田区内神田3-4-3
伊田ビル
電話 070-1187-1520
FAX 03-5294-1525
E-MAIL : support@zenshoku-kyo.or.jp

東海地区植物検疫協会
〒455-0032
愛知県名古屋市中区入船2-2-28
第2名港ビルディング4階
電話 070-1502-9038
FAX 052-661-7349
E-MAIL : tokaichiku-p.q.a@beach.ocn.ne.jp

輸出先の条件に合致した生産体系で管理しましょう

(連絡先の紹介)

【所 感】

農林水産省では日本の農林水産物・食品輸出プロジェクトとして「GFP(Global Farmers / Fisherman / Foresters / Food manufacturers Project)」を推進し、輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等(会員数:7,300名以上)のサポートが行われており、課題解決支援事業においても、GFP事務局からの要請により関係者に支援を行っている。

これまで、GFPを通じて支援した会員で順調に輸出をされている生産者、事業者も多くある。

訪問診断を受けられる方でも、輸出したい品目は決まっていなくても、輸出先が未定の方、確定している方と様々な相談がある。課題解決支援事業では、植物検疫の必要性、残留農薬基準値に適合できる生産体系を考えていただく必要があることを説明している。

課題解決支援事業では引き続き GFP 訪問診断に協力し、農産物の輸出拡大に向けて様々な支援を行っていくこととしている。

事例 10

台湾向け果物や野菜等の輸出増に取り組む関係者

【背景・目的】

台湾は、福島第一原子力発電所の事故以来、福島県など5県産の農産物の輸入を停止していたが、2022年2月にキノコ類など一部品目を除いて産地証明書及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除したところである。近年、台湾では日本産の果物や野菜等の人気が高く、その輸出量が年々増加傾向にある。これを機に県産農産物についても輸出を増やすこととし、生産者や輸出事業者に対して、植物検疫や残留農薬、食品添加物等に係る啓蒙を図ることとし、セミナーを開催することとするとされた。

【関係者が抱える課題等】

台湾の残留農薬基準や食品添加物の基準等については、厳しい規制が続いていることから、これが輸出への障壁になっている。このことから、以下項目について、生産者や輸出事業者等関係者に情報提供し、今後の農産物輸出を円滑に実施したい。

- ・ 青果物の残留農薬基準

県内の輸出品目及び輸出可能性品目に特化した内容

- ・ 加工食品の食品添加物

県内の輸出商品及び輸出可能性商品に特化した内容

【セミナーの内容】

1. 対象者：生産者、輸出事業者、自治体関係者等

2. 方法：会場でのリアルセミナー及びオンラインセミナーによる開催

3. 内容：次の講演を行う。

①農産物を輸出するために（輸出植物検疫と残留農薬）

②加工食品の食品添加物規制について

③県産農産物等のPR販売に係る結果報告

このうち、①について課題解決支援事業の専門家が講演を行った。



（リアルセミナー会場の様子）

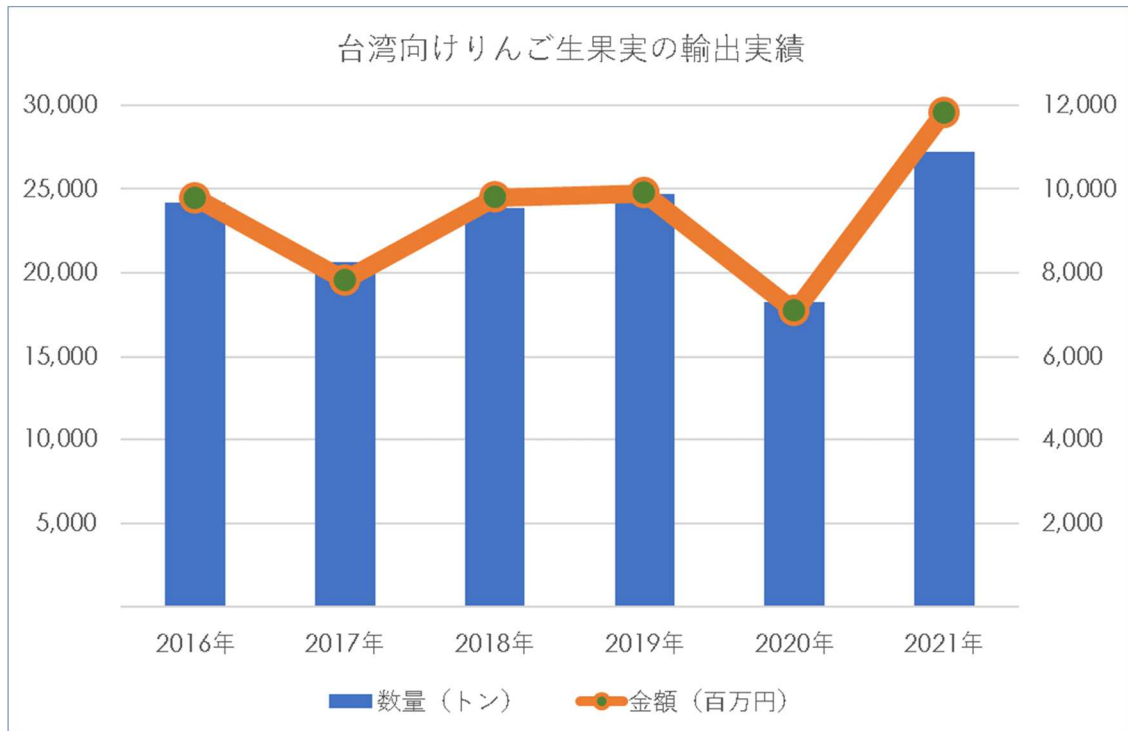
【セミナーでの専門家の説明内容】

専門家は、次の事項について資料に基づき説明した。また、質疑等もあったことから、丁寧な説明を行った。

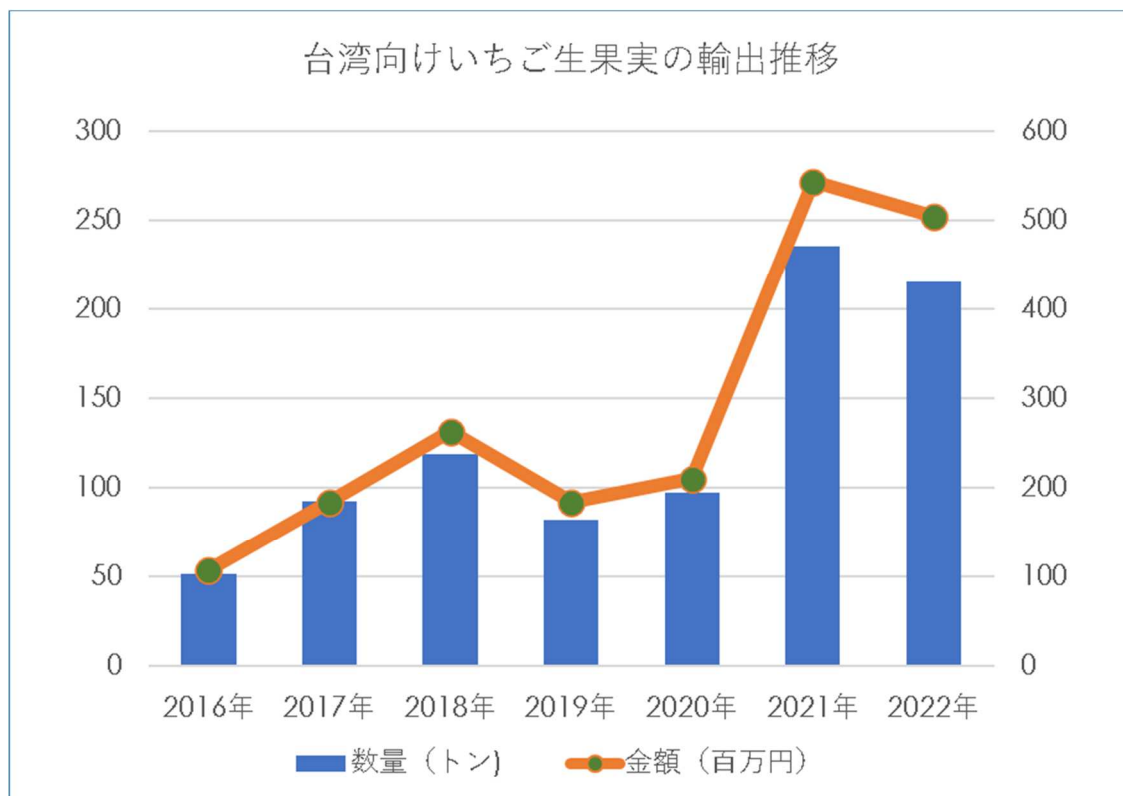
- ・ 検疫（Quarantine）とは
- ・ 侵入病害虫による被害の歴史
- ・ 植物検疫とは
- ・ 輸出検疫の流れ
- ・ 諸外国の植物検疫要求の主な内容
- ・ 農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
- ・ 台湾 品目別検疫条件一覧（貨物）
- ・ 輸出植物の検査の流れ
- ・ 台湾向けりんご、なし、もも、すももの検査の流れ
- ・ 農薬の残留農薬基準とは
- ・ 残留濃度の変化要因
- ・ 各国の残留農薬基準値（MRL）の確認方法
- ・ 台湾での輸入食品検査
- ・ 台湾での残留農薬の不合格事例
- ・ 台湾向けイチゴの代替農薬について
- ・ 台湾向けイチゴの天敵利用場面で使用可能な農薬
- ・ 輸出用防除体系構築フローチャート
- ・ 輸出向け日本産青果物に係る残留農薬基準の遵守
- ・ リンゴ、イチゴ、キャベツの輸出実績



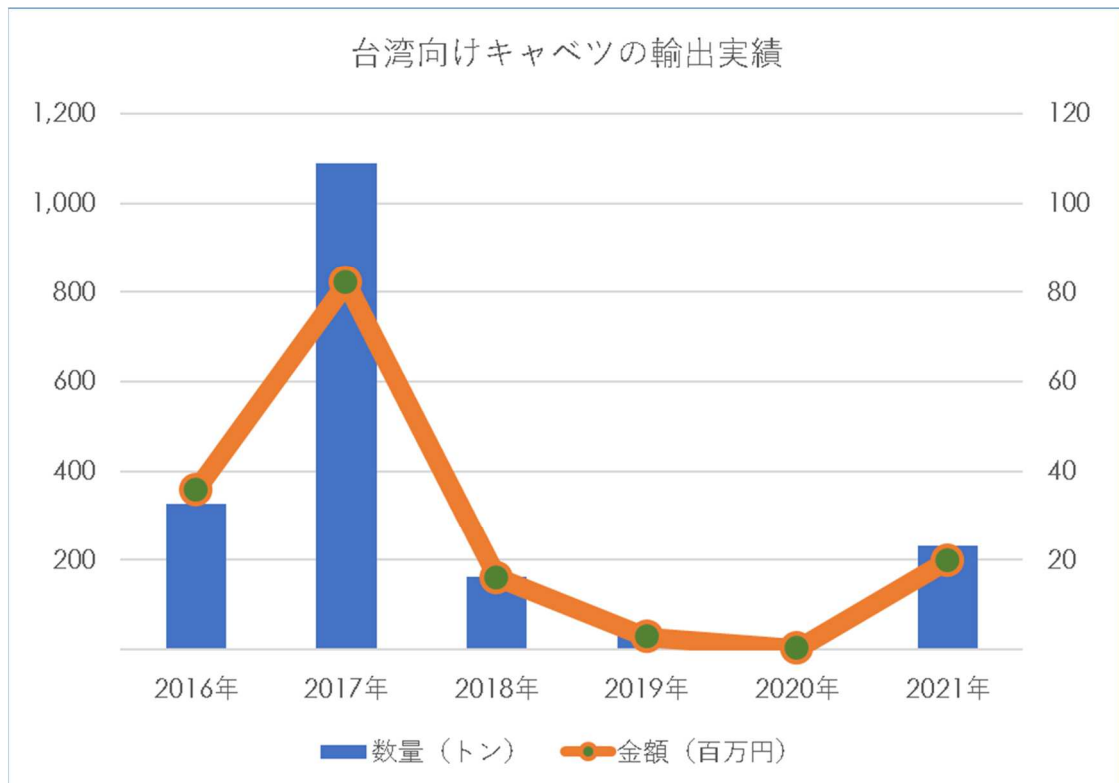
（「農産物を輸出するために」を講演する専門家）



(財務省貿易統計 HP データから作成)



(財務省貿易統計 HP データから作成)



(財務省貿易統計 HP データから作成)

【評価・所感】

当該セミナーには生産者や輸出事業者など関係者 38 名が参加し、農産物の輸出に関して非常に関心が高いことが伺われた。課題解決支援事業では、自治体等が開催する農産物輸出に係るセミナーなどに講師派遣を積極的に行うなど対応していくこととしている。また、セミナー後には参加者などから寄せられる個別の相談等にも親密に対応するとともに、相談内容に応じて必要な専門家を派遣するなど引き続き支援を継続することとしている。

農産物輸出課題解決支援事業事例集

2023 年 3 月発行

発行所 一般社団法人 全国植物検疫協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-3
伊田ビル

TEL 03-5294-1520

FAX 03-5294-1525

